

午前十時開議

○**いたいひとし委員長** ただいまから福祉保健常任委員会を開会いたします。

○**いたいひとし委員長** 本日の委員会について、朝日新聞社より、撮影、録音の申出が出ています。報道関係者への対応については、既に議会運営委員会において、会議の運営に支障を来さず、かつ、一、報道の公平性を保つ、二、照明を使用しない、三、報道の腕章を着用する、四、指定した場所から撮影する、五、傍聴者を撮影する場合は傍聴者全員の了解を得ることを条件に、原則として許可することと決定しておりますが、当委員会においても、この条件で許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

報道関係者の方に申し上げます。撮影の条件として、会議の運営に支障を来さず、かつ、一、報道の公平性を保つ、二、照明を使用しない、三、報道の腕章を着用する、四、指定した場所から撮影する、五、傍聴者を撮影する場合は傍聴者全員の了解を得るという条件の下で委員会として撮影、録音を許可いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦令和八年第三回区議会定例会提出予定案件について、議案①世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を願います。

○**山本保健福祉政策課長** それでは、世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、1の主旨でございます。本庁舎等整備工事に伴い移転する世田谷区保健福祉センターについて、条例で定められた位置を変更する必要があるため、世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例を令和八年第三回区議会定例会に御提案するものでございます。

2の改正内容でございます。世田谷区役所第二庁舎に設置されております世田谷保健福祉センターについて、世田谷区本庁舎等整備工事に伴い西棟に移転するため、条例に定められた位置を変更いたします。

3の新旧対照表については、別紙のとおりでございますので後ほど御覧ください。

4の施行日は令和八年十月十九日となります。これは移転後の窓口で業務を開始する日でございます。

5の今後のスケジュールについては記載のとおりでございます。

なお、区民の皆様には、「区のおしらせ」八月十五日号及び八月二十五日号や区ホームページ等を通じて周知を行っております。

説明は以上でございます。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長** 次に、議案②世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例及び③世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の二件について、一括して理事者の説明を願います。

○**織田障害保健福祉課長** それでは、私のほうから、世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例及び世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の二件につきまして、同様の改正内容となりますので、一括で御説明をさせていただきます。

それでは、指定障害児通所支援の資料のほうで説明をさせていただきたいと思います。

まず、1の主旨でございます。児童福祉法の規定に基づき、今般、厚生労働省令が改正されたことに伴い、世田谷区指定障害児通所支援事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び指定障害児入所施設に関する同様の条例の一部改正について、令和八年第三回区議会定例会に提案するものでございます。

次に、2の主な改正内容でございます。いわゆるこども性暴力防止法が本年十二月二十五日に施行されることに伴い、改正された厚生労働省令に基づき、条例において、児童を対象とした性暴力等の防止に係る規定を新たに定めるものでございます。具体的には、児童発達支援や放課後等デイサービス等の指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設を運営する事業者に対し、児童対象性暴力等を防止し、また、当該事案が発生した場合に障害児を適切に保護するため、従事する職員について、法に基づく犯罪事実確認や、その他必要な措置を講ずることを義務づけるものでございます。

次に、3の改正案でございますが、詳細は別紙の新旧対照表のとおりでございます。

次に、4の施行予定日でございます。こども性暴力防止法の施行に合わせ、令和八年十二月二十五日を予定しております。

続きまして、5のその他でございます。区では、こども性暴力防止法の施行に向け、区立施設、民間事業者に対する制度周知や説明会の実施など、必要な準備を順次実施してまいります。また、法施行までに対象となる従業者の範囲の整理や犯罪事実確認への対応、事案発生時の対応ルールの整備、職員研修の実施など、事業者に求められる各種の防止措置及び体制整備を進めるとともに、区報やホームページ等を活用いたしまして、制度の周知に取り組んでまいります。

なお、既に対象業務に従事している職員の犯罪事実の確認につきましては、対象者が全国で約二百八十万人と非常に多いことから、法施行後三年以内に実施することとされておりますので、今後、国から示されるスケジュールに基づき、順次対応していく予定となっております。

御説明は以上でございます。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**おのみずき委員** 今回、福祉保健常任委員会なので、障害児の通所支援事業所等が対象となる条例改正の御報告だったかなと思うんですけども、国のガイドラインにもあるように、障害児に関しては、やはり言語とかコミュニケーションとか特性などによって、性被害とか、嫌だなど思うような不適切な関わりがあったとしても、なかなか本人が訴えることが難しいことがあるかなと思ってしまして、区として、その障害特性を踏まえた性暴力の早期発見や相談とか、あとは本人の意思確認をどのように進めていくのか伺います。

○**織田障害保健福祉課長** 区の事業所につきましては、そのあたり、対象となるのは発達障害相談・療育センター「げんき」が区立の施設としてはございますが、こちら等につきましては、そういった被害がないよう、運営する法人のほうに研修などを実施するなど、十分な体制を取っていきたいというふうに考えております。

○**おのみずき委員** 今、研修などを行っていくということだったんですけども、やはり子ども自身の行動とか表情とかいろんな変化に周囲が異変に気づくということは大変重要だと思うので、研修は研修で進めていただきたいなというふうに思っております。

あと、今回、国のほうで、今回の法律のメインは犯罪歴の確認ということで、条例上もそこは一応位置づけられて、プラスその他必要な事項、必要な措置を講じていくということになっているかなと思います。その中に研修等も予防の一環として入ってくると思うん

ですけれども、実際に性暴力を防ぐためには、犯罪歴の確認はあくまで事後対応になりますので、起きてからの対応だけではなくて、その加害行為に至る前の予防というところが重要だと思うんですけれども、そのあたりに関して、実際にやはり加害行為に至る前に、研修の内容は恐らく子どもへの接し方とかがメインになってくると思うんです、何かあったときの対応とか。そこもちろん重要なんですけれども、実際、加害行為をしてしまいそうだなという不安を抱える大人もいるということ是被言われていまして、実際に私も春にフランスで性暴力予防専門家の方にお話を伺ったときに、フランスでは、そういう子ども、児童に対して性犯罪の加害行為を実際に起こしていないんだけど、やっぱり起こす危険性を本人がすごく感じていて、どうしようというところを感じている人がいて、ホットラインにすごくたくさん相談が実際来ているというお話も伺ったんです。そういう意味で、そこへのアプローチ、実際の加害行為が起こる前に、何らか専門職やどこかに相談できる仕組みというところが重要だと考えているんですけれども、国の制度のほうでは、このあたりはどういう位置づけになっているのかというところを伺います。

○中村副区長 予防の部分の国からの示し方というところですが、こども家庭庁のほうからガイドラインが出ています。一つには、環境整備として死角の解消ですとか一対一の回避ですとか、あとSNSなど私的連絡の禁止ルールの方策とか、そういう未然防止の仕組みを例示されています。それと、従業員や管理者への研修ということで、不適切な行為を含む暴力の理解は当たり前なんですけれども、グルーミングの手口とか兆候がどういうものかということ、それと早期発見、早期把握のためのサイン、観察のポイントとか、こういうところを研修するという例示が示されています。このガイドラインを各事業所で見つづきに見ていただいて、予防と初犯防止というところには努めていくつもりです。

○おのみずき委員 分かりました。今のは国のほうで示されているいろいろな対応について御説明いただいたかなと思うんですけれども、今の御答弁を伺う限りは、やはりなかなか、先ほど申し上げたような加害行為に至る前の本人相談みたいな部分に関しては、必ずしも具体的にどうというところは示されていないのかなというふうに理解しております。区として、なかなかこういった視点は従来なかったのかなとは思いますが、今回こういう形で、かなり法対応ではあるんですけれども、区としてもやはり子どもの権利を守っていくという立場から、すごくこの未然予防は重要だと思っていまして、区としてこの性暴力を未然に防ぐという観点から、先ほど申し上げたような例えば相談導線を検討するみたいなお考えはあるのか伺います。

○杉中障害福祉部長 今、障害者のいわゆる事業所で働いている方向けの相談窓口としては、カスタマーハラスメントの弁護士相談というのを去年ぐらいから設けておりますので、そこでの対応は可能かどうかも含めて、先ほどおの委員から言われたそういうケースというのは我々もなかなか想定はしていなかったんですけれども、あり得る、すごい相談しにくい内容でもありますので、かなりデリケートな問題だと思いますので、障害福祉部に限らずだと思うんですけれども、区として何ができるかは、ちょっと検討していきたいというふうに思っております。

○おのみずき委員 ありがとうございます。御検討いただけるということで、ぜひ障害福祉部のみならず、他の部署とも検討いただきたいと思います。大事なのは、やはりまだ行為には至っていない部分でいかに防ぐかというところでして、懲罰的な対応ではなくて、あくまで相談自体は非懲罰的に受け止められる必要があるかなというふうに思っていて、こういった形が、なかなか国内でも事例というものはあんまりないかなとは思いますが、ぜひ前向きに御検討いただくように要望いたします。

○いたいひとし委員長 次に、㊦新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）について、理事者の説明をお願いします。

○山本保健福祉政策課長 それでは、新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）について御説明いたします。

なお、本件は、五常任委員会及び四特別委員会との併せ報告でございます。

1の主旨でございます。世田谷区基本計画に掲げる目指すべき未来の世田谷の姿の実現に向け、区は令和六年三月に新たな行政経営への移行実現プランを策定し、持続可能な新たな行政経営への移行を目指した取組を進めております。このたび、プランの二年目に当たる令和七年度の取組について、決算を踏まえた効果や成果を新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）としてまとめましたので御報告するものでございます。

2の推進状況についてでございますが、本編に沿って御説明させていただきます。資料右上の五ページをお開きください。新たな行政経営への移行の五つの到達点ごとの推進状況について記載しております。ページ上段、①新たな仕組みづくりについては、行政手法の転換等により時代に即した区民サービスを提供し、多様化するニーズに的確に対応できる体制の構築を図る取組として、令和七年度当初予算に国分寺崖線樹林地保全管理など一億七千八百万円を計上したところ、決算額は一億七千四百万円、令和八年度の当初予算額

は、介護保険認定調査や生活保護事務の見直しなど福祉に係る相談機能の体制強化に係る経費の増などにより二億六千九百万円となっております。

ページ下段、②区民目線からのサービス利便性の向上については、区民ニーズに対応し、便利で利用しやすい行政サービスを提供していくとともに、行政内部の事務改善を図る取組として、令和七年度当初予算に都市整備領域における次期まちづくり情報システムの構築や予防接種事務の効率化など三億七千二百万円を計上したところ、決算額は三億三千百万円となりました。これは、マイナンバーカードセンター運営における入札の落差金等により執行額が減となったことによるものです。令和八年度の当初予算額は、都市整備領域における次期まちづくり情報システムの構築や新BOP学童クラブ事務の見直しに係る経費の増などにより四億一千八百万円となっております。また、各取組を進めることで、業務時間について、令和六年度と比較し約一万時間の削減につながっております。

続いて、六ページを御覧ください。ページ上段、③職員の時間の効果的活用については、事務マニュアルやフローの整理、見直し、デジタル技術の活用などにより、区民サービスの維持向上を図るとともに、職員の力を効果的に活用する取組として、令和七年度当初予算に各所管における補助金、助成金等申請受付業務の効率化、総務事務センターなど六億三千二百万円を計上したところ、決算額は六億二千五百万円、令和八年度の当初予算額は、国保業務等の手法の見直しや、各所管における補助金、助成金等申請受付業務の効率化に係る経費の増などにより八億六千四百万円となっております。また、各取組を進めることで、業務時間については、令和六年度と比較し、約二・六万時間の削減につながっております。

ページ下段、④業務量増に対しての効率的対応については、今後増加することが見込まれる行政需要に対し、限られた資源で着実に対応できる体制を整える取組として、令和七年度当初予算に、道路通報の対応業務、道路巡回作業の効率化など六千六百万円を計上したところ、決算額は六千九百万円、令和八年度の当初予算額は六千五百万円となっております。

続いて、七ページを御覧ください。⑤組織力の向上・人材の育成（専門性の向上）については、組織横断的な課題や地域、地区の課題に対し、機動的かつ柔軟に対応できる組織の在り方や人材育成の取組として、令和七年度当初予算に備蓄物資管理やタレントマネジメントシステムの導入など二億一千六百万円を計上したところ、決算額は二億一千百万円、令和八年度の当初予算額は二億三千百万円となっております。

続いて、八ページと九ページには、合計百六の取組をそれぞれの到達点ごとに一覧としてまとめております。

一〇ページを御覧ください。取組み項目の表の見方についてでございますが、表の最下段に⑥として令和七年度の主な実績をお示ししております。

一一ページ以降に百六のそれぞれの取組項目を記載しております。本委員会所掌の取組については合計二十二の取組がございますが、主な取組として二つの項目を御説明いたします。

一六ページを御覧ください。こちら左側、一 〇 国保保険料催告業務の手法の見直しでございます。令和六年度から年五回の一斉通告から通年型の個別催告に切り替え、実施しておりますが、令和七年度からは、通知書の印刷や封入、封緘など、判断を伴わない一部の業務を委託化することで、職員のマンパワーを、職員にしかできない差押えや執行停止等の滞納処分に振り向けるなど、より効果的、効率的な事務運営の実現を図りました。

続いて、五一ページを御覧ください。右側の 3 〇 団体・事業者向け補助金・助成金等の申請・受付等業務の効率化でございます。令和七年度より介護人材確保及び育成・定着支援のための各種補助金の受付等業務を外部委託化することにより職員の時間を創出し、社会情勢等を踏まえた緊急的な事業者支援事業の企画立案に振り向けました。引き続き、持続可能な新たな行政経営の実現に向け、庁内一丸となって鋭意取組を進めてまいります。

御説明は以上となります。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**佐藤正幸委員** 五一ページのところの補助金申請の効率化みたいなところでありますけれども、例えばこれは、まちセンが窓口になって福祉所管と連携をしていくみたいなことというのはあり得るのかといいますか、実は、うちの地元でも結構まちセンが窓口になっていろいろ補助金の申請を頑張ってくれているところもあって、ちょっとまだ具体的に、まちセンに迷惑がかかっちゃうので、これをやっていますというのは言えないんだけれども、実は福祉所管の一つの補助金を、商店街対象でやっているものについて、すごくまちセンとうまく連携をして一気通貫でやっていただいている例がありまして、何かそういうまちセンが窓口になって、商店街であるとか自治会であるとか、町を相手にしていくものについてはまちセンとすごく連携していくって、私、これはすごくいい例だなと思っておるんですけれども、何かそのあたりというのは考えていらっしゃるのかお伺いしてもいい

ですか。

○**山本保健福祉政策課長** やはり補助金の種類、内容にもよるかとは思いますが、集中化することのメリットというのはある程度スケールメリットがあるものにもなりますので、その量とか、あと中身を見ながら各所管で集中、集約化することがいいのかどうかということを判断しています。例えば当然事業を組み立てるときには本庁側の事業所管のほうで手続を含めて検討しておりますので、その中で実際、業務を実施するときには、まちセンのほうで受付をお願いする場合は、そこも事前に調整をすることになっています。その中で、例えばまちセンのほうから集約化してほしいという要望があればそういう調整の可能性もございますし、ただ、内容によっては、区民の方も、やっぱりまちセンのほうで手続を取りたい、ある意味、顔の見える関係づくりをしたいというものもございますので、そこはちょっと内容を見ながら、個別に判断をしていくことになるかと思います。

○**田中優子委員** 六ページなんですけれども、事業のいろいろ効率化を図って、令和七年度は削減された時間というのが約二・六万時間というふうに出ています。これは二・六万時間って一体どのぐらいかなとちょっと思うんですけれども、すごい時間が節約できたんだろうなと。一千日以上というんですか、令和七年度だけで。もうこれは漠然としていて、それが一体、具体的には例えば一人の職員の負担がこれだけ減ったとか、何かもうちょっと分かりやすい表現で言うとどんな感じなのかなというのがちょっと気になったんですけれども、その辺、把握されていますか。

○**山本保健福祉政策課長** すみません、ちょっと分かりにくい表記かとは確かに思うんですけれども、常勤職員の人数で換算しますと大体十三・八人分に相当します。約十四人分相当という形にはなります。ちょっと今後、その分かりやすい表記については、また政策経営部ともちょっと相談しながら、検討させていただきたいと思います。

○**田中優子委員** 今みたいに具体的に言っていただくと、ああ、なるほどなという感じがするので、こういう書くことはしないかもしれませんが、説明のときにそういう一言があると非常に分かりやすくなるかなと思います。よろしくお願いいたします。

○**川上こういち委員** 一六ページの国保の手法の見直しなんですけれども、個別催告の通知を三段階に送付することという形で書かれていますけれども、ちょっとごめんなさい、確認で、この三段階というのはどういった内容なんでしょうか。

○**鈴木保険料収納課長** 通年型個別催告といいまして、督促状を發布しても納付のない方に対して三段階で、これが未納のお知らせ、差押え予告通知書、差押え決定書の催告を

行って、それでも納付も連絡もない方に対しては滞納処分に移行するというものでございます。

○川上こういち委員 これまでもこのやり方の前、ずっとそういう手だてを取っていたと思うんですけれどもなかなか連絡してこない方というのは、当然行ってもやぶへびになって、どうせ払えと言われるだけで、しんどいというような、そういう方もいるかもしれませんが、これだと、少なくともやっぱり連絡をする、区に相談に来てもらおうというような、まずそう思ってもらふ部分というところで少しずついいですか、これまでとそこら辺の何が段階を経ることで変わるといいですか、やっぱりかなり区に連絡が来るとか、そういうふうな見込みがある感じですか。

○鈴木保険料収納課長 この一斉催告を年五回やっていたんですけれども、そうすると催告時期に受電や相談が集中して、なかなか個々の事情に応じた対応が難しい面もございましたので、現年分を中心に対象者を絞って早期にアプローチするということでこちらの通年型個別催告を始めまして、反応も結構いいというのは職員からも聞いておりますし、連絡があった際にきめ細やかな対応ができるということで、このような手法でやっております。

○川上こういち委員 分かりました。生活実態とかにいろいろ寄り添って支援につなげるというのが区のそういった滞納者へのアプローチなので、引き続きそこを頑張っていただくということを要望したいと思います。よろしくお願いします。

○いたいひとし委員長 次に、㊦世田谷区地域保健医療福祉総合計画（後期計画）の策定に向けた検討の開始について、理事者の説明を願います。

○山本保健福祉政策課長 それでは、世田谷区地域保健医療福祉総合計画（後期計画）の策定に向けた検討の開始について御説明いたします。

1の主旨でございますが、本計画は、区の保健、医療、福祉の各分野横断共通の方向性を示す計画でございますが、現行計画は令和六年度から令和十三年度までの期間となっており、中間年での見直しを行うこととしております。このたび、後期計画の策定に向けた検討を開始するため御報告するものでございます。

2の計画の位置づけ・諸計画との関連ですが、㊧から㊨につきましては記載のとおりです。

㊩でございますが、高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困

窮者など、誰もが地域で暮らしていく際に必要となる保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする計画とします。

㊦から㊨につきましては記載のとおりですが、市町村成年後見制度利用促進基本計画や地方再犯防止推進計画を包含しております。

諸計画との関連のイメージですが、せたがやインクルージョンプランや子ども・若者総合計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、健康せたがやプランを横断する計画であるとともに、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも連携を図る計画となっております。

二ページにお進みください。3の計画期間ですが、後期計画は令和十年度から令和十三年度までの四年間となります。

4の計画の策定体制等でございますが、㊩の地域保健福祉審議会、㊪の庁内各課長級による総合計画策定委員会、㊫の庁内部長級や審議会学識経験者等で構成する研究会で議論してまいります。また、㊬のとおり、議会の御意見をはじめパブリックコメント等を通じて、区民、事業者及び関係団体等の御意見もいただき、後期計画を策定いたします。なお、後期計画は、法改正や社会情勢の変化等を反映するとともに、現行計画で設定しております指標が前期四年間分となっておりますので、後期の行動量や成果指標の設定を中心に検討する予定でございます。

5の今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長** 次に、㊭終活情報登録事業の実施について、理事者の説明を願います。

○**瀬川生活福祉課長** それでは、終活情報登録事業の実施について御説明いたします。

1主旨についてです。区では、この七月に終活支援センターを開設しましたが、単身高齢者や身寄りのない高齢者は今後も確実に増加していきます。こうした中で、本人が意思表示できない場合や、死亡後に必要な情報が関係者に伝わらないケースの増加が考えられます。本事業は、本人の終活情報を事前に登録し、必要な場面で適切に伝達することで、本人の尊厳を守ることを目的としております。

2の現状と課題です。病気や事故等により本人が意思表示できなくなった場合や、死亡後において情報把握が課題になっています。これらの課題に対しては、成年後見制度、終身サポート事業等の既存の制度がありますが、対象や目的、取扱情報の範囲が異なったり限定されるため、本人の円滑な支援に支障が生じる場合があります。

3事業概要についてです。緊急連絡先、納骨等に関する情報を事前に登録することで、指定開示者を含む関係機関等が必要な情報を把握できる環境を整備します。

㊦の対象者です。原則として区内在住の六十五歳以上を想定しております。

㊧相談件数見込みです。二ページ目にかけて記載をしておりますが、相談件数及び登録見込みは他区の実績を参考に記載の件数を見込んでおります。

続きまして、㊨の登録項目です。登録項目は、①本人生存中と②の火葬以降に分けさせていただいておりますが、その中でも①の項目の中の丸ポチで上から四つ目のリビングウイル、こちらは延命治療等に関する意思表示の保管場所、その下のエンディングノートの保管場所、その下の臓器提供意思の記載場所、②の項目の中の最初の項目の遺言書の保管場所といったように、その方の意思ではなく事実、情報を登録していただくものになります。

㊩登録費用は無料になります。

㊪実施内容は六ページの別紙2が参考になりますので、こちらも併せて御覧いただければと思います。情報管理、更新、開示は区所管課において実施をしまして、相談、受付は終活支援センターで対面を重視し、本人の意向確認や課題整理を行いながら、終活総合相談と併せて一体的に実施します。

①の相談・受付は、終活支援センターで受付した申請書は、位置情報端末、GPSを搭載したダイヤルロック式の専用ケースを用いた民間のセキュリティー便により区に送付されます。

②情報更新についてですが、区は年に一回、利用者に対して登録情報の更新に関する御案内を送付します。

③情報開示についてです。三ページにお進みください。上から三行目の「また」からになりますが、区は、利用者の死亡を把握した場合には、照会を待たずに指定開示者に対して通知を行います。

④登録情報管理についてです。区は、台帳等により登録情報の一元的な管理を行うとともに、おおむね月二回、住基データでの転出、転居及び死亡のチェックを行います。

4 法的整理についてです。こちらは要点を絞って説明いたします。

㊦登録情報の取扱いに係る責任については、利用規約において、責任の範囲及び免責事項を明確に定め、受付時の説明を丁寧かつ明確にして、法的トラブルの未然防止に努めます。

それから、一つ飛ばしまして㊧相続人が権利の承継を主張して開示請求を行う場合についてですが、個人情報保護法第七十六条、開示請求権によって、相続人は開示請求者に含まれておりません。

5 事業開始日についてです。事業開始日は令和九年四月一日を予定しております。

6 必要経費（概算）についてですが、㊨歳出ですが、令和九年度計約七百七十万円を見込んでおります。内訳については以下に記載のとおりです。その下に米印で記載をしておりますが、内訳のうち委託料については、本事業開始に伴う業務量の増加を踏まえ、必要な人員配置を含む運営体制を検討しており、積算結果を踏まえ所要額を精査していく予定となっております。

㊩歳入ですが、都の補助金三百七十五万円を見込んでおります。

飛ばしまして、8 今後のスケジュール（予定）についてです。事業開始は先ほど申し上げたとおり令和九年の四月一日からの開始を予定しております。

最後に、添付の資料のほうについても少し補足をさせていただきます。五ページ目にお進みください。別紙1についてです。別紙1には、本事業と区の類似事業の違いを表の形でまとめております。高齢者見守りステッカー、せたがや一人歩きSOSネットワークは、認知症高齢者の方が外出先で保護された際の連絡を想定しているものになり、本事業の想定とは異なっております。いのちのバトン、熱中症予防シート等の緊急安心ツールは、家で倒れた場合を想定しておりますが、プッシュ型でお知らせする機能がございません。その下、遺言や公正証書、こちらのほうは主に死後の財産等に関する事項を対象とするものであり、対応できる範囲は異なります。終活情報登録事業は、自分の整理した情報などを登録して必要なときに伝わりやすくするもので、こうしたものと相互に補完し合いながら実施することが重要と考えております。

七と八ページにお進みください。こちらが申請書の案となります。まだ案の段階ではございますが、終活情報をお預かりする申請書はこのような形を想定しております。詳細につきましては後ほど御覧いただければと存じます。

私からの説明は以上です。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**福田たえ美委員** 御説明ありがとうございます。我が党としてもこのことをずっと求めておりましたので、迅速に対応していただき、来年の四月からのスタートができる御準備をしていただき、まずありがとうございます。

そこでちょっと一点、確認も含めてなんですけれども、実は先月、会派で神戸市のほうに、先行して令和七年十月からこの事業を行っているということで視察に伺ってまいりました。その中でお聞きしてきたのが、本区においては六十五歳以上を対象とされていますけれども、神戸市としては特に年齢の制限などをかけずに行っておりまして、先月視察に伺った際には、登録の状況は約四十五名ぐらいが登録されているというようなことで、そういう状況で全世代に門戸を開いたとしても急激に増加をする状況ではなかったということもお聞きをしております。また、港区においては十八歳以上というような形にしておりまして、この事業を行っていく上で、世田谷区としても、病気や事故などで本人が意思表示ができなくなった場合などというようなことを考えると、六十五歳に限らない形になるかと思います。いろいろな方が世田谷区の区民の方もいらっしゃる中で、そういう尊厳を守っていく、また、不安を解消していくという上では、この六十五歳以上に限らず門戸を開いていくべきではないかなというふうに思いますけれども、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○**瀬川生活福祉課長** 対象者につきましては、私どもとして原則としてという形で区内在住の六十五歳以上。これは原則としてというところがございますが、当然この中でいろんな形で、例えば余命があったり、いろんな病気を抱えていてというような、それぞれの方に御事情があると思いますので、そちらに関しましては、原則としてとあくまでもありますので、例外というのも当然想定しているところになります。ですので、そういった場合、御事情を御相談いただきましたら、丁寧にそれをお伺いしまして、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○**福田たえ美委員** 御対応については六十五歳以上ではなくてもというふうに今お答えいただきましたけれども、区民の方に周知をする際に、原則としてという言葉が大変重くのしかかって、相談もできないかもしれませんので、このあたりのまた表記についても工夫をしていただき、解消していただけるようお願いしたいと思います。

○**藤井まな委員** 成年後見制度と重なる部分があると思うんですけれども、弁護士の方たちとか司法書士の方たちみたいな業界の人たちと意見交換とかをされたりとか、ヒアリン

グしたりされていることってありますか。

○瀬川生活福祉課長 この終活情報登録という形では具体のやり取りというところはないんですけれども、弁護士の先生方とは、終活支援センターを開設するときにはいろんな御意見をいただいております。今回、この資料の中にも法的整理というところがございますので、そちらについては法規のほうに、弁護士資格を持っている職員がおりますので、そこともいろいろ、この制度に関して法的なチェックも受けながら、こういう形で事業として御報告しているところでございます。

○藤井まな委員 今回のいいところって、多分費用負担がなかなかできづらい人たちがこの制度によって費用負担なしで利用できるという部分だと思うんですけれども、そこに対して、要は弁護士さんとか司法書士さんたちはどういう感想を持っているとか聞いたことはあるんですか。

○瀬川生活福祉課長 そのあたりの無料のところは、特にお話をしたときにコメント等はいただいているんですけれども、当然、今、委員おっしゃったとおり、例えば今、終活支援センターのほうへ御相談に来ていただいて、えんのつづきという寄り添い型支援の終身サポート事業の対象とならないような方についても区のほうに安心して情報をお預けいただける、そういったメリットはあるというふうに考えておりますので、そのような形で御案内していきたいというふうに考えております。

○藤井まな委員 一応理論的には、今、成年後見制度を利用されている方がこっち側に替わるということが技術的にはできるんですよ。

○瀬川生活福祉課長 技術的にはこちらを利用していただくこともできますけれども、あんまり多くは想定されないかもしれないんですけれども、成年後見のほうは、死後事務というのは当然にはできないという形になりますので、そういった形で死後事務の部分もちらの情報登録のほうはカバーできますので、そういった連携みたいなところはあるのかなというふうに考えております。

○藤井まな委員 すみません、何が言いたいかというと、いいんですよ、この制度は僕もいいと思っているんですけれども、本人にとってマイナスになることがあっちゃいけないわけですよ。技術的にはいろんなことが可能になったりして、逆に、それによって御本人の状況がよりマイナス、後退してしまうということがあり得るんですよ、これがあることによって。そういったところに対してはケアしていかなきゃいけないというふうに僕は個人的に思っているんですけれども、そこに対しては思うことはありますか。

○瀬川生活福祉課長　こちら、登録いただく登録者というところで、御本人と、あと成年後見人が登録いただく場合もありますので、あまりそういうケースも多くは想定されないんですけども、そこら辺の意思疎通も含めてきちんとした話を聞いた上で登録していただくということが大事だというふうに考えておりますので、その点も含めて注意して運用していきたいと思います。

○田中優子委員　この終活登録について、私も議会で取り上げて提案してきたことがございます。ちょうど五年前の決算特別委員会だったんですけども、そのときに御紹介したのが横須賀市の例ですね。横須賀市では、本当に分かりやすくて親しみやすいチラシを作っていて、それも提示した覚えがあるんですが、今回、世田谷区が、当時、検討、研究しますみたいな本当に何かどうしようもない答弁だなみたいな感じでがっかりしたことを覚えているんですけども、福田委員もおっしゃっていたように、ようやく実現の運びになって、私もうれしく思うんですが、その区民周知はどのようにされるのかということなんです。やっぱり分かりやすいチラシみたいなものを作ると随分違うと思うんですけども、その辺はどのようにお考えか教えてください。

○瀬川生活福祉課長　こちらの終活情報登録の事業自体も来年の四月から開始をするんですけども、終活支援センターのときも、結構いろんな団体さんに、支援者の方も含めて結構PRに行っておりますので、そのあたりも含めて分かりやすい、やっぱりそのときにチラシだとかも当然御用意するというような方向で、いろんなところに……。多分これはいろんな支援者にとっても有意義な事業だとは思っておりますので、事業開始に当たっては、なるべく多くの方に利用していただけるように周知をしていきたいというふうに考えております。

○佐藤正幸委員　三ページのところの登録情報の管理なんですけれども、おおむね月二回程度、住民基本台帳を基に転出、転居及び死亡の確認を行うというふうに書いていますけれども、何か特に見回りの、実際そこに行って実際に死亡されているかどうかみたいな確認というのは、この制度の中には入っていないのですよね。

○瀬川生活福祉課長　こちらの事業については、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、情報を伝わりやすくするための既存にはないような新しい事業にはなりますので、見守りについては、ほかに見守りの事業を区のほうでいろいろやっておりますので、そういったものを活用していただいたりということで、これとも連携しながら事業を行っていったらというふうに考えております。

○佐藤正幸委員 ぜひお願いしたいというふうに思うんです。地元でこの間、ちょっと前に亡くなっちゃって、数か月たっちゃったという孤独死の例なんかもあって、すごく私も身近に感じ始めているところなので、発見を早期にしてあげることやっぱり御本人の尊厳を守ることにもつながるでしょうし、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○川上こういち委員 必要経費の歳入なんですけれども、都の補助金が補助率四分の三で使われることになっていきますけれども、これは今年度なのか、今後もこういう補助があるという形なのかだけ確認したいなと思います。

○瀬川生活福祉課長 こちらの補助、終活のほうのいろんな形で補助はあるんですけれども、今年度からメニューとして終活情報登録も新しく搭載されたところなので、この先も、区としては、補助自体は続くものというふうに考えてはおります。

—————
○いたいひとし委員長 次に、㊦民生委員児童委員の活動費について、理事者の説明をお願いします。

○瀬川生活福祉課長 それでは、民生委員児童委員の活動費について御説明させていただきます。

初めに、本件の主旨でございます。東京都は、民生委員活動における地域課題の複雑化や連絡手段の多様化等に対応するため、令和八年度から活動費を増額することを示しました。区においても、この考え方に合わせて、活動費の見直しをいたします。

次に、背景及び経過でございます。少子・高齢化や単身高齢者の増加、ひきこもりや生活困窮など、地域課題が複雑化、複合化する中、民生委員児童委員には、見守り活動に加え、関係機関との連携や継続的な相談支援など、幅広い役割が求められております。また、区との情報共有や関係機関との連絡調整において、携帯電話やオンライン環境の活用が不可欠となっており、通信費などの個人負担も増加しております。区では、これまでも活動費の増額や欠員地区担当者への活動費支給などにより活動環境の整備に努めてまいりましたが、東京都の活動費が増額されることを踏まえ、委員の活動実態や負担の状況を勘案して、活動費を見直すことといたしました。

続いて、活動費の見直しの内容でございます。㊧見直しの考え方と㊦活動費の見直し内容を併せて御説明させていただきます。二ページ目の㊦活動費の見直し内容の表のほう、こちらを御覧いただければと思います。太枠の表の右側が東京都の活動費の内容にな

ります。今回、東京都は、役職が会長から一般、全ての単価区分について一律二万円の増額を行うこととしており、一番下にあります一般区分の方は一万円から三万円に引き上げられております。

一方、今回の増額前における区の一般区分の単価は一万二千五百円となっております。これは、令和元年度から、担当世帯数や高齢者人口の増加に伴う活動実績の増加を踏まえ、区独自に全区分二千五百円を上乗せして、東京都に先行して活動費の見直しを実施してきたためになります。しかしながら、ネット利用拡大に伴う通信費や電話料金に加え、マスクや熱中症対策用品など、訪問活動に要する実費負担等も増加しております。このため、一般区分の単価を月額一万二千五百円から都と同額の三万円へ引き上げるとともに、これを基準として全ての役職区分について一律一万七千五百円を増額します。

想定する活動費の例としましては、一ページ目の下のほうの米印から二ページ目の表の上のほうのその他のところまでとなっております。

実施時期は、令和八年四月一日に遡って実施をいたします。

なお、活動費につきましては従前から実費弁償として支給をしており、所得税法上は非課税として取り扱われております。今回の増額に当たり、都が東京国税局に活動費の増額に係る所得税の取扱いを照会していたことから、区としても増額分の支払いを一時保留をしておりました。しかしながら、令和八年七月に引き続き非課税として取り扱う旨の通知があったため、四月から九月までの増額相当額については、十月末に臨時支給をさせていただく予定です。

次に、必要経費でございます。歳出につきましては、当初予算一億三万二千元から二億三千七百三十七万二千元となるため、補正予算額は、こちらに記載しておりますが、一億三千七百三十四万円を計上しております。なお、歳出額は、定数六百五十四人に区の増額分、一人月一万七千五百円を掛けて算出をしております。一方、歳入につきましては、当初予算が七千六百二十九万円から二億一千七百二十九万円になりましたので、都負担金として一億四千百万円を計上しております。令和八年四月付の実委員数は六百三になりますけれども、都の負担額分、一か月二万円を掛けて算出をしております。なお、実数が増減した場合には、年度末の都の負担金で調整をいたします。また、本件につきましては、第三回定例会において補正予算を御提案させていただく予定でございます。

最後に今後のスケジュールでございます。令和八年九月に補正予算案の御提案を申し上げ、お認めいただけましたら、十月中に四月から九月の増額分の支払い、十二月に改定金

額で第三四半期、これは十月から十二月分をお支払いする予定でございます。

私からの説明は以上となります。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**田中優子委員** まず、今、欠員がどのような状況になっているのか伺いたいと思います。

○**瀬川生活福祉課長** 今、定員数が六百五十四で、これは七月一日になりますが、現員数が六百二ということですので、五十二名の欠員数という形になっております。

○**田中優子委員** 相変わらず埋まっていけないわけですよね。私は、やっぱり民生委員は非常に負担が重くて、まして欠員があると、そのお隣も見てくださいというような、一人の方が本来担当すべき地域の倍とか見なきゃいけなかったりというような状況もあって、非常に厳しいと思うんですね。今回、ようやく都のほうも、突然のようにといいますか、活動費を上げてきたというのはとてもいいことだと思うんですけども、それだけではなくて、民生委員というのは根本的にもうちちょっと手当みたいなものを出したほうがいいというのは主張してきたわけです。

それは置いておいて、区としては、これまで独自に二千五百円上乗せして東京都に先行してやってきたわけですよね。というのは、担当の世帯数や高齢者人口の増加、活動の実績もいろいろ、実態というんですか、増加しているということを踏まえてプラスしてきたわけですけども、今回、東京都が二万円上げるといったところで、世田谷区も二万円上げればいいのにと、普通に考えたらそうなるんじゃないかと私は思ったんですけども、なぜか二千五百円引いて一万七千五百円プラスしますと。この表現だと東京都に合わせて三万円にしますという表現に、一般でいいますと三万円にしますとなっているので、何ら問題なさそうに一見見えるんですけども、やはり世田谷区はこれだけの欠員を出しているし、ほかの自治体よりも人口が多くて負担も非常に重い、そういう実態を考えたら、何でここでこれまで上乗せしてやってきた部分をなくしてしまうのか。これはちょっと、どちらかというと後退してしまっているんじゃないか、民生委員さんの活動費に対する考え方。東京都は前進しました。だけれども、区としては、言ってみれば、全体の額を見ると後退させてはいないかというふうに感じるんですけども、そこはどういうお考えでこのようにしたんでしょうか。

○**瀬川生活福祉課長** こちらの金額につきましては、おっしゃるとおり、民生委員の欠員が出ているというこの状況は、区としても、やはり大きな課題であるというふうに認識を

しております。この要因としていろいろ、高齢化とか地域コミュニティの変化というところが挙げられると思いますけれども、単に民生委員の確保というところも大きな課題に加えて、民生委員になってくださるためには、民生委員の活動の負担を減らしていくとか、あと、民生委員のことをもう少しいろいろ知っていただくというような、こういったことも大切だと思っております。

今回のこの一万七千五百円、区としても従前に二千五百円独自に上乗せをしていたところなんですが、この金額を算定する際に、近隣区の状況も踏まえて検討しますと、三万円というところがちょっと一気に金額が上がるというところもございますので、そのあたりも、近隣とのバランスも含めて、今回、三万円という形で、その二千五百円も含めた形で、活動費については設定をさせていただいております。

活動費というからには、いろんな交通費だとか、そういったところを裏打ちするようなことも、都のほうも今回、領収書だとか、そういったものも取っておいてくださいというところまで含めて、活動費はどれぐらいかかるかというところを積み上げて計算していきますと、やはり三万円というところが、都の基準に合わせるのが適当ではないかというふうに考えまして、一応三万円という形にさせていただいております。

○**山戸保健福祉政策部長** ちょっと補足をさせていただきます。今るる課長のほうから御説明いたしましたように、近隣区であるとか、これまでの経緯だとか、また今回、東京都が、先ほど委員もおっしゃられたように突然幅を高く上げたということもあり、そういったことから税法上問題がないのかというような指摘を受けて、その照会で少しこの実施までに時間がかかったという経緯も一方ございます。その際、照会の国税局からの回答の中に、今後またこの当該活動費を増額する場合には、改めてその取扱いを検討することになるので、その都度、事前に協議をせよという通知文が出ているところでございますので、そうなりますと、今、国税局のほうでは、東京都の民生委員のベースは三万円というふうに考えているところ、区が独自でこれまで上げていた二千五百円をそのまま上乗せすると三万二千五百円になりますので、またそちらの照会で時間がかかってしまって、結果、民生委員の皆さんに増額された分の活動費をお支払いできないということもあるということを考えまして、このたびは都のベースの三万円で活動費のほうをお支払いするというふうに決定した次第です。

○**田中優子委員** 背景は分かりました。ただ、本当に非常に多くの欠員が出ているというこの厳しい状況を鑑みまして、今度、一万二千五百円から三万円になったらやってくださ

る人が増えるのかどうかということもあると思いますが、今後の状況も見ながら、やっぱり世田谷区は負担が大きいと思うので、今後の上乗せ分もちょっと頭に入れていただきたいなというふうには思います。

○藤井まな委員 必要経費の歳入が多くなっているのって、これは何なんですか。欠員分も入ってきちゃっているということなんでしたっけ。

○瀬川生活福祉課長 歳入のほうが大きくなっているのは、こちらは欠員分は入ってはいないんですけれども、二万円掛け現員数という形で歳入のほうは算定をしております。歳出のほうは一万七千五百円掛ける定足数ですので、金額が単価が違うところで多くなっているところになります。

○藤井まな委員 じゃ、この二千五百円掛ける人数分が多いから歳入分が多くなって、それは東京都にまた戻すということになるんですか。

○瀬川生活福祉課長 こちらは一応、活動費のほうを、例えば四半期ごとですか、この後にお選びするような、追加で入っていただくような方を選任するような会議を開いていきますので、その中で若干の増減があるんですけれども、当然最初に区の上乗せ部分、二千五百円もございましたので、そこも吸収した形で年度末には精算をしまして、不要額があればお戻しするというのが原則になります。

○藤井まな委員 いや、ちょっと話が複雑になっちゃうんですけれども、要は二千五百円分上乗せしていない部分が余っているから、余った分は東京都に返すということですか。何かそれ以外にも、この残りの二千五百円、払っていない部分のお金で何かほかに流用したり、流用という言い方もよくないな、何かほかの経費に使ったりするお金が入っているんですか。

○瀬川生活福祉課長 年度途中で当然増減の方がいらっしゃいますので——委員の方ですね。多分お辞めになられる方というよりは、今後は多分新しく任命される方が増えてきますので、そことも調整が必要になってくるというところで最終的に調整をした上で、基本的に東京都のほうも、どうしても辞めた人で、途中で辞めた人でもうそこは要らないでしょうというような部分は返してくださいということはあるんですが、ただ、全体的には、最終的にあまり戻すということは、調整して、しない方向で予算のほうは組ませている状況です。

○いたいひとし委員長 多分、当初予算との関係も含めて御説明しないと分からないんじゃないかと思うので、山戸部長、よろしくお願いします。

○**山戸保健福祉政策部長** 御質問いただいて、すみません、課長が実務のほうまで御説明いたしましたのでちょっと複雑に聞こえてしまって、誠に申し訳ございません。もともと世田谷区の民生委員さんの報酬は、先ほど来のお話のとおり、二千五百円高かったのも、よその区ですと二万円プラスかもしれません、うちの区だと一万七千五百円なので、それで歳入と歳出の差異が出ているところです。藤井委員のおっしゃるように、歳入の中で使わなかった分は、もちろん都の補助金ですので、先ほど来、課長が申し上げておりますのは、最終的には精算はします。とはいえ、今、欠員がいますけれども、年度途中で任用される民生委員さんもあるので、その分の報酬が年度途中では出ていきますというようなお話をさせていただきたかったです。

○**藤井まな委員** そこですみませんとは思っていませんけれども、何が言いたいかというと、えっ、東京都に結局返しちゃうんでしょう、どうせ返すんだったら、言い方をすごい単純に言ったら、もらっちゃえばいいんじゃないかという考え方の方も多んじゃないですかという話を言いたかったですね。それはいかがですか。

○**山戸保健福祉政策部長** そういう考えもよぎらないではなかったですけれども、先ほど申し上げましたように、やはり税法上、こちら側の報酬ではなくて、あくまで実費という規定になっているので、それでまた二千五百円上げるとそういった煩雑な手順が生じてしまうということで、今回は三万円にとどめたということです。

○**藤井まな委員** じゃ、今年はそういう理由なんですけれども、準備していけば、例えば来年もまた同じような金額が入ってくるんですよね。要は二万円東京都から入ってくるお金があるわけで、いろんなハードルを越えれば、また二千五百円分多く世田谷区の民生委員さんはもらえるようになるという準備ができるようになるんですかね。

○**山戸保健福祉政策部長** 世田谷区として従来の二千五百円上乗せを来年度も継続するという意思決定をすることであれば、そういうことの手順も踏まえられるかと思いますが、ただ、今回、東京都が物すごく額を上げましたので、実は民生委員さん御自身からも、手順ですか、これまで要さなかった必要経費の領収書とか、そういうものを保管しておいてくださいというお知らせが来たことから、増額をすれば、じゃ、たくさん民生委員の成り手が増えるかというと、どうもそうでもないということもございますので、これまで区独自の二千五百円を今後も継続するか否かについては、少しお時間をいただいて検討させていただきたいと私は思っております。

○**いたいひとし委員長** ここで理事者の入替えを行いますので、委員の方はしばらくお待ち

ちください。

○**いたいひとし委員長** 次に、㊟世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の推進状況について、理事者の説明をお願いします。

○**鈴木保険料収納課長** 世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の推進状況につきまして御説明させていただきます。

本件は、五常任委員会及び子ども・若者施策推進特別委員会で併せて御報告させていただきます。

それでは、資料右上のページ番号で御説明いたします。一ページを御覧ください。1の主旨についてでございます。区では、世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）を策定し、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいりました。このたび、令和七年度における実績が確定いたしましたので、世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の推進状況としてまとめましたので御報告するものでございます。

次に、2の債権管理重点プラン（令和六～九年度）の基本的な考え方についてでございます。本プランは、記載のような五つの基本的な考え方を柱としておりまして、プランに基づき各取組を実施しております。

次に、3の令和七年度における区全体の債権の概況でございます。令和七年度における収入未済額合計は、令和三年度を基準年とすると約三・二％増加しております。過去五年間の推移を見ると、令和三年度に収入未済額が大きく縮減した後、年度により増減はあるものの、令和五年度以降は増加傾向となっております。令和三年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費抑制や定額給付金の支給、減免・徴収猶予特例制度の活用などにより収入未済額の合計は大幅に縮減しておりますが、続く令和四年度は、区民生活がコロナ禍前の消費活動を取り戻しつつあったことや、物価高騰による影響等から、令和三年度より約二億六千万円増加しております。令和五年度は、主に国民健康保険事業会計において収入未済額の減少があったものの、令和六年度は前年度から約二億六千万円増加、令和七年度は前年度から約一億円増加し、収入未済額の合計は約九十六億四千万円となっております。区といたしましては、令和八年度においても、現年分徴収の徹底や滞納整理の取組の強化等に取り組むこととしております。

次に、資料右上の二ページ目を御覧ください。4の令和七年度の主な取組み実績でございます。令和六年度から引き続き債権を管理する所管課では、納付義務者の個々の状況に

応じた丁寧な対応に努めてまいりました。具体的には、㊦債権管理所管課に対するサポートの拡充として、各所管課が相談できる債権管理に特化した法律相談の実施や、㊧の生活困窮者等に対する支援への連携として、令和七年度四月から生活困窮者等に対する必要な支援への連携の仕組みの運用を開始するなどの取組を進めました。

次に、5今後の主な取組みでございます。㊦徴収体制の強化といたしまして、収納率の向上につながる効率的な体制の構築に向け、今年度、他自治体における債権管理の一元化の導入について二十三区の一部自治体に調査を行ったところ、特別区民税と国民健康保険料の制度の違いへの対応が難しいことから導入後に一元化を解消した事例や、一元化の導入を見送った事例がございました。こうした事例を踏まえると、当区において一元化に踏み切ることには収納率や体制面で課題が多いため慎重な検討が必要であり、引き続き一元化に関する調査を継続するとともに、効率的かつ効果的な債権管理体制の在り方についての検討を進めていくこととしております。

また、㊧生活困窮者等に対する必要な支援への連携といたしまして、資力や生活状況等を共有することへの本人同意に対する生活困窮者の心理的な抵抗感を拭うべく、引き続き勉強会の実施等を行うことで、当該連携の仕組みのさらなる活用に向けた取組を推進し、相談者一人一人に寄り添った丁寧な対応を継続していくこととしております。なお、令和八年八月十九日時点での同意書取得案件は六件となっております。

次に、資料右上の三ページ目を御覧ください。6の債権管理重点プランに掲げる九債権の各取組みについてでございます。プランにおいて重点的に取り組むべき債権として九つの債権を対象としております。対象九債権の収入未済額合計は、区が保有する債権全体の収入未済の推移とほぼ同様の状況となっております。令和七年度の収入未済額合計は、令和三年度を基準年とすると約二・九%増加しております。過去五年間の推移としてはおおむね横ばいで推移しているものの、令和五年度以降は増加している状況です。令和七年度は、一部の債権で収入未済額が減少したものの、増加する債権も見られたことから、対象九債権全体では、前年度から約一億円増加し、収入未済額の合計は約九十二億三千万円となっております。区といたしましては、引き続き令和八年度においても現年分徴収の徹底や滞納整理の取組の強化等に取り組むこととしております。

次に、7の今後の主なスケジュール（予定）として、今月中旬にホームページ等により公表することを予定しております。

その後の四ページ以降は、ただいま説明してまいりました内容の詳細のほか、九債権の

個別の債権管理の取組に係る収納の現況、目標及び実績、さらに令和七年度実績に対する評価などの詳細を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

御説明は以上でございます。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**藤井まな委員** すみません、根本的な話、ここの委員会での所管はどれなんですか。例えば保育とかは子若になっちゃうんですか。どこからどこまでが担当なのか教えてもらっていいですか。

○**鈴木保険料収納課長** 個票のほうなんですけれども、二二ページの国民健康保険料や、二四ページの介護保険料や、二六ページの後期高齢者医療保険料や、あと三〇ページの生活保護費がこちらの所管になります。

○**藤井まな委員** その所管としては何もないんですか。この部分、この委員会では今そういう分野のことがありましたけれども、傾向みたいなものに対する総括みたいなコメントはしないんですしたっけ。

○**鈴木保険料収納課長** 例年三ページ目まで御説明させていただきまして、四ページ以降は確認をお願いしますということでやらせていただいていますけれども、収入未済額の中で税と国保が大きいところなんです、国保に関して言いますと、区全体で今、現年徴収を強化しているところなんです、現年分の収納率は上がってきているところなんです、ちょっと残念ながら令和七年度については〇・一ポイント下がってしまったところですが、滞繰り分につきましては昨年度よりも四・〇ポイント上回しまして、収納率全体としては八三・四％と、前年度比で〇・三ポイント上がっているような状況になっております。

○**藤井まな委員** 聞き方が悪かったですね、すみません。例えばこの中で、じゃ、所管の中で一番数字が悪いのって生活保護費の部分でいいんですよね。多分、僕の見方が間違っていなかったらそうだと思うんですけれども、じゃ、この生活保護費の未済額ってどういうことが考えられて、なぜ一番数字が悪いのか教えてもらっていいですか。

○**瀬川生活福祉課長** 今回、この再建プランのほうで特に現年のほう、少しポイント数、収納率のほうが落ち込んでおりまして、生活保護費については、七十八条の不正受給と、六十三条は不当と呼ばれるようなものにはなりますけれども、その場合、生活保護って、聞かれた後に、それでつなぎの部分もあるんですけれども、一旦はお渡しして、それを取っておいていただければ、そういった滞納みたいなことにはつながらないんですけれど

も、そういったところで、例えば一口の債権で、大きい金額が返ってくる、遺産が入ったとか、あと、たまたま六十三条のときにそれを使っていなかったというところがあるので、その大きい金額が入ってくると一気に収納額が上がるので、そのあたりの増減というのは年度ごとに出てくるのかなというふうに思っております。

○藤井まな委員 分かりました。一番それが聞きたかったんですね。本当によく分かりました。だから要は、不正受給になっちゃっている。でも、本来だったら、今までだったら普通にもらっていたのが、そういうことがあって不正受給になっちゃっているものの回収がすごい難しいという話なんですけれども、そこをこれからどうやって回収していくようにするんでしょうかというところが一番聞きたかったんですけれども、それについていかがでしょうか。

○瀬川生活福祉課長 債権の管理で多分この生活保護費の返還金というところにつきましては、やっぱり資力がない方を対象にしているというところがあって、なかなか徴収は難しいところになっていると思います。ですので、そこについてはなるべく現年分といいますか、債権の発生を抑えるというのが一番で、例えば前もってお支払いしても、そのあたりのことも含めて必要なところしか使わないでくださいとか、そういった形で、最初に債権が雪だるま化じゃないですけれども累積しないような形で、まずはそのあたりを注意しながら、債権が大きくならないようにということで現年徴収を徹底していくという形で債権管理のほうは進めております。

○泉砦総合支所保健福祉センター所長 ちょっと補足をさせていただきます。実際に、例えば年金とかが入ってくるようなことが前提で分かっている場合なんかですと、後で保護費のほうで返還をしていただきますよというような御説明はしております。ただ、実際に生活保護を受給されている方、なかなか日常の生活の中での資金繰りというか、そういったものも非常に難しい中です。実際にこういった返還等が発生している場合に関しては、個々の状況に応じて、例えば分割での御相談に乗ったりとか、そういうような対応をしているところになります。

○藤井まな委員 やっぱりそういうのってコミュニケーションで防ぐことができるんじゃないのかなと僕はすごく思っていますので、こちら側もそういう情報に敏感にならなきゃいけないし、コミュニケーション能力もしっかり高めていただいて、その方たちにとって結構悲劇じゃないですか。意図しないでそうなっちゃっている方もたくさんいらっしゃるわけで、そうならないようなコミュニケーションを取っていただきたいというふうに思い

ます。意見です。

○佐藤正幸委員 ちょっと細かいんですけども、三〇ページのところの先ほど藤井委員がおっしゃっていた生活保護費のあれなんですけれども、㊦の目標及び実績のところ、収納率の目標が四七・一％と現年がなっていますけれども、何かちょっと中途半端な数なのかなと思うんですけれども、算出の根拠ってどんな形で算出されているのか教えていただくことはできますか。

○瀬川生活福祉課長 こちらの目標額は、債権管理については目標額というのを従来から、このプランをつくったときから定めていきたいと思いますというところがあって、恐らく当時の収納率なんかを踏まえまして、それにプラスアルファしてどこまで収納率を設定できるかというところで結構上の高い目標を維持するところがちょうど債権管理プランができた頃の考え方だったというふうに認識しておりますので、今でもそんな形で収納率の目標を設定しているというふうに認識しております。

○佐藤正幸委員 そうすると、ちょっと言い方はあれですけども、五〇％、半分は行っていないというのも、これはほかの自治体と比べても比較的高い目標であるというふうに理解してよろしいのですか。

○瀬川生活福祉課長 こちらの目標については、債権管理プランを設定したところでも、実際、当区でもほかの区も、この生活保護の債権については、やっぱりもともと相手の方が資力がないというところがあるので、どうしても、現年分もそうですけれども、特に滞納繰越分についてはなかなか収納率が改善しないところがあるので、こういった傾向はほかの区にもあるというふうに考えております。

○佐藤正幸委員 ほかの区、ほかの自治体とかと比べても、これは比較的高い数値になるんですかね。

○瀬川生活福祉課長 ほかの区と実際に数字をやり取りして比べているというところはないんですけども、傾向としてはというところで、おおむねこういう数値で収納率が四七とか行けば高いほうだというふうに認識しております。

○いたいひとし委員長 次に、㊦第十期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について、理事者の説明をお願いします。

○佐藤高齢福祉課長 それでは、第十期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について御説明いたします。

1 主旨でございます。第十期高齢・介護計画策定に当たっての考え方について、昨年十一月に地域保健福祉審議会に諮問し、本審議会の部会である高齢・介護部会において審議を進めてきたところでございます。このたび審議会から策定に当たっての考え方について中間まとめを受け、第十期高齢・介護計画の素案を取りまとめましたので報告するものでございます。

2 計画の素案でございます。本編はボリュームが多いため、別紙1の概要版で御説明いたします。まず、右肩通し番号の三ページを御覧ください。こちら、区を取り巻く背景の部分、高齢者の人口の現状と将来人口推計です。区の人口推計では、二〇四〇年に向けて、高齢者人口は約五万二千人増加すると見込まれています。前期高齢者が約四万四千人と大半を占める一方で、八十五歳以上の高齢者も約六千人増加する見通しです。

続いて四ページ、要介護認定者の認知症出現者数ですが、令和七年度の認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の方の人数は、平成三十年度から約三千九百人増加しております。

続いて五ページ、高齢者の就労状況です。高齢者ニーズ調査では、前期高齢者の方々は、仕事をしている、または就労意欲がある方の合計が六二・〇％となっています。これらの方々は介護保険認定率も低く、健康で、就労意欲も高い状況にあります。

次に六ページ、健康寿命と平均寿命の推移です。男女ともにこれまで着実に延伸してきていますが、両者の伸び方には差が見られる状況にあります。

続いて七ページ、人生最期です。高齢者ニーズ調査結果では、高齢者の約四割が人生の最期を自宅で迎えたいと回答しています。しかし、実際に亡くなっている場所は病院、医療機関が約半数で、自宅は約二三％にとどまり、人生の最期として希望する場所と実際の状況の間には大きな乖離が存在している状況です。

続きまして八ページです。これらの背景から導き出される区の方角性としまして、区では、二〇四〇年に向け、介護保険サービスをできる限り使わなくても済むための取組、高齢者のさらなる社会参加の促進、介護保険サービスを安定的に受けることができるための環境整備について重点的に取り組むこととし、計画目標に反映していくこととしました。

次に九ページ、計画の体系です。これまでどおり、第十期の計画においても、基本理念、計画目標、施策の三層構造とし、重点取組を位置づけるほか、施策展開の考え方で計画の方角性を明確にします。評価指標については、新しい考え方として、施策の成果を適切に把握するため、それぞれの指標が時間軸（区民・社会へ波及する時間）を考慮したも

のとしました。

次に一〇ページ、基本理念と施策展開の考え方です。こちらは基本的には内容を変えておりませんが、施策展開の考え方、㊦高齢者観の変化を的確に捉えた施策は、第九期のこれまでの高齢社会にとらわれない施策という表記から恒常的な表現に変更したほか、㊧で世田谷版地域包括ケアシステムの推進として新たに世田谷版という形の地域包括ケアシステムの推進を追加しています。

続いて一一ページにお進みいただき、計画目標と重点取組みです。先ほど説明しました背景から導き出された三つの内容と連動する形でお示ししています。結果として第九期の計画目標と大きな変更はありませんが、部会で、健康寿命延伸のためには高齢者には少し負荷をかける必要があるであったり、社会参加も役割を持って参加することが大切であるという御意見をいただきましたので、高齢者がより社会で役割を持って活躍し、より生きがいを感じてもらえるよう、高齢者がより活躍できる地域づくりとしています。

続いて一二ページ、評価指標は、計画体系に沿ってそれぞれの指標が時間軸を考慮したものとしています。また、重点取組については、本計画期間において達成すべき指標とします。なお、重点取組の評価指標は、関連する計画目標や各取組の評価指標との関連性を意識して設定しています。

次の一三ページには現在の評価指標案をおつけしています。こちらについては部会の御意見も踏まえ、計画案の段階でお示ししたいと思います。

次の一四ページ、施策の体系です。こちらは第九期からスリム化を図り、本数を減らしています。また、ぶら下がる取組の数もスリム化を図っているほか、認知症施策については、医療、介護、地域づくり、権利擁護、家族支援など様々な分野にまたがり、既存の計画体系に位置づけることが難しいことから、第十期から新たに独立した章立てとしています。なお、この計画に合わせ、令和九年度からの新規事業としての記載はありませんが、第十期計画からはデジタルポイントラリーや終活支援センターの取組、ICT見守りを新たに取組として追加しています。

最後に一五ページ、認知症施策の総合的な推進です。今お伝えしましたように、第十期計画では独立した章立てとし、記載の認知症への備えの推進、身近な場所での相談体制の充実、認知症ケアに資するサービス提供体制の充実、認知症及び認知症の人に対する理解の促進の四つの構成により総合的に推進していきます。

一ページ、最初のページに戻っていただきまして、3 今後の計画策定の流れですが、基

本的には記載のとおりですけれども、介護保険事業計画に関することについては、国から提供された介護保険事業計画支援ツール等を活用し、計画期間中の介護給付費など保険料設定に必要な推計を進めまして、区の保険料設定の考え方を整理していきます。

最後に、4 今後のスケジュールですが、九月、これからシンポジウム、パブリックコメントを実施し、十一月には地域保健福祉審議会で答申をいただく予定です。その後、翌年二月の本委員会に案として報告し、三月に計画策定と介護保険条例の改正をしていきます。

説明は以上です。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**おのみずき委員** 素案を拝見しておりまして、冒頭の基本理念のところに、第九期の現行計画と同様だとは思いますが、多様性の尊重とか、あと、高齢者や医療、介護の現場で働く方が年齢や性別とかにかかわらず生き生きと暮らし、働くことができるようにといったことが書かれておりまして、これは基本理念に書かれているので全編通して通底する考えだとは思いますが、前回、どこかの委員会のときに、デジタルポイントラリーのときにも高齢者ニーズ調査の件を少し引用していろいろ意見を言ったんですけれども、なかなかこの計画でも、基礎調査になった高齢者ニーズ調査での結果があんまり、この中身にどういうふうに反映されたのかが、この計画を見るだけではよく分からないというふうに感じております。

例えば、先ほどの御説明で、六十五歳健康寿命においても男女で差があるというところはこのグラフを見れば明らかなんですけれども、計画目標 I で区民の健康寿命を延ばすというのを掲げられていますが、じゃ、評価指標とか具体的な施策がどういうふうに差を考慮してつくられたのかということもあまりよく見えないというふうに思っておりまして、そこでちょっと伺いたいんですけれども、高齢者ニーズ調査がこの計画を作るときにどういうふうに生かされたのかということで、特にジェンダー分析みたいな観点からどういうふうに活用されたのかということを伺います。

○**佐藤高齢福祉課長** まず、ジェンダーの視点ですが、こちらは、区では多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例などにに基づき、多様性を認め合う地域社会づくりを進めてきているところです。現在、先ほど委員がおっしゃられた令和七年度の高齢者ニーズ調査においても、世帯構成、介護状況や就労状況など、年齢や性別間で差が生じているのも見受けられることから、今後、施策展開に当たっては、多様性を認め合う視点

というのを重要なものと考えております。

この中で、計画ということで基本理念というのがその根幹となるものですので、そこでお示ししている多文化共生ですとか多様性を認め合う地域づくり、差別の解消など必要な施策を、今後、個別の施策で構築していくというところで、それを踏まえて掲げた基本理念の実現に向けて各施策に取り組むというところで考えています。

個別の高齢者ニーズ調査の中でどういうふうにやっていくかというところは、今後、評価指標のところも今、部会で審議しているところですので、そこも今回いただいた御意見も踏まえてどのように議論していくかとか、あと個別施策の推進、それから、どのような施策を行っていくかの中で配慮していきたいと考えているところでございます。今後も、引き続き高齢者の年齢や性別ですとか多様性に配慮しまして、より効果的で細やかな施策展開を図るというところ、それを基に、基本理念となります住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現、こちらを計画を通して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○**おのみずき委員** 今いろいろと御答弁いただきましたが、評価指標も現在審議中ということですので、ぜひそういったところで、今後、個別施策の中で考えていくという話だとは思いますが、しっかり施策をつくっていくところから、実施、あるいはモニタリング評価に至るまでジェンダーの視点を入れていくというところが主流化につながる話ですので、それは高齢福祉分野においてもぜひ実践していただきたいなというふうに思っております。

先ほど高齢者が役割を持って活躍するということも今回一つの柱だと思いますが、そこも以前も申し上げたとおり、やはり役割を持って活躍するということの意義も、男女で見たときにもやはり大きく違っているというのは区の既存調査でも分かっているところなので、そういったところを丁寧に拾って制度設計していただきたいなと思います。

あと、家族介護者支援というところが、これは高齢福祉だけの話ではないと思いますが、この十期計画にも含まれておりまして、ここに関しても、現状、区でも、主な介護者は女性が六七%という結果が出ていますので、この計画上は一般論としての家族介護者支援というふうにも書かれているんですけども、ここに関しても性別役割分担の是正という観点も、高齢福祉側でもやはりそこは明示していつていただきたいというふうに考えているんですけども、そちらはいかがでしょうか。

○**佐藤高齢福祉課長** ケアラー支援というところだと、計画目標Ⅲの安心して暮らし続

けるための医療・介護・福祉サービスの確保を図るの中の相談支援の強化というところで、地域包括ケアシステムを支える観点から家族介護者支援を位置づけております。世田谷区の中で、その後、どのように家族介護者支援を行っていくというところで、今、相談や、学習機会、心理支援、経済支援を体系化しているというところで進めているところなんですけれども、今、委員にいただいた御意見も踏まえ、また、各審議会、あと部会の議論、その中の御意見を伺いながら、今後、計画のほうでどのようにやっていくかというのを検討していきたいと考えております。

○**いたいひとし委員長** 次に、㊤第三期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の素案について、理事者の説明をお願いします。

○**横尾介護予防・地域支援課長** 私より、第三期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の素案について御説明をいたします。

まず、1 主旨です。令和九年度から開始をする第三期計画の策定に向けまして認知症施策評価委員会におきまして昨年十二月より議論、審議を進めてまいりましたが、このたび施策評価委員会より答申の中間まとめを七月に受けまして、素案を取りまとめましたので御報告をするものです。

2 計画の素案です。別紙、希望計画の素案（概要版）を用いて説明をいたしますので、二ページ目以降にお進みください。

ページ一枚進んでいただきまして、三ページにお進みください。素案の考え方についてです。第三期計画では、第一期、第二期の取組を継承しながら、認知症施策をさらに進化させることを基本としてございます。地域では既に、認知症になってからも得意なことを生かし、自分らしく暮らす方が増え始めております。こうした実態を踏まえまして、認知症カフェやアクションチーム等を職員が巡回をしまして、認知症の御本人や家族等の声を多々集めてまいりました。こうしたものを施策の中に踏まえる形で今回整理をしたものが素案という形になってございます。

続いて、五ページ目のほうにお進みください。第二期計画の取組み状況と課題についてです。目標は三つ定めてございますが、1、2ともに目標には届いていないといった状況にはなってございますが、認知症の本人が主体的に地域と関わる事例は確実に広がってきているというふうに捉えておりまして、二期計画での取組をしっかりと振り返りつつ、新しい認知症観の浸透に向け、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

続いて、六ページ目にお進みください。こちらの図は、第二期計画を推進する中で明らかになった課題を踏まえまして、第三期計画への視点を整理したものです。この図の右側のオレンジの枠を御覧ください。第三期計画では三つ、新しい認知症観の浸透、希望を持って暮らせる地域へと発展、認知症への備え、この三つを第三期計画に向けた視点として整理をさせていただきました。

続いて、七ページ目にお進みください。こちらは第二期計画から第三期計画へという展開をイメージ図として表したものになってございます。二期計画では、ここに記載のとおりで、様々なよい取組というものが生まれてきているような状況がございます。こうした点を三期計画ではそれぞれ結びつけながら、線としてつなげていくような取組を展開していきたいというふうに考えてございます。そして四期、五期と、長期的に認知症になってからも暮らしやすい地域が広がっていくような形で展開を進めていければというような大きな視点を描いたものになってございます。

続いて、八ページ目にお進みください。こちらは三期計画の体系図です。第三期計画では次の三つの目標をまず設定をいたしました。1が新しい認知症観の浸透、2が認知症になってからも希望を持って暮らせる地域の拡充、3が認知症への備えの定着です。

基本的な施策というものは五つ設定をさせていただきまして、上から、本人発信・社会参加の推進、こちらが区の認知症施策の要という形で位置づけまして、二つ目、新しい認知症観への理解を深め、実践につなぐ取組の推進、三つ目、認知症への備えと生活の推進、四つ目、希望と人権を大切にした暮らしやすい地域づくりの推進、五つ目、認知症ケアに資する人材育成及びサービス提供体制の充実という形で設定をさせていただきました。この三つの目標と五つの基本的施策ですが、相互に関連し合いながら一体的に機能し、総合的に推進をしていきます。

九ページ目にお進みください。施策の体系として、五つの基本的施策の下に具体的な取組を位置づけたものがこちらの図になります。計画期間中、三年間という短い期間になってきますので、この中で特に注力する取組という形で一つ置きまして、それぞれアンダーラインを引いてございますが、こうしたものを中心に組み組みながら、全体の取組をさらにまた相互に関連させながら一体的に推進していく体系です。細かい内容は後ほど御覧いただければというふうに思います。

一〇ページ目以降にお進みください。一〇ページ目以降のページですが、こちらが本人の声を踏まえて基本的施策と主な取組という形でまとめさせていただいたページになります。

す。見ていただきたいのは、基本的施策の二行目のところに波形のマークを打ってございますが、こうした言葉ですとか、それから、葉っぱのマークのところに青いアンダーラインが引いてあるというふうに思いますが、こうしたところが、今回、巡回をしたりとか、それからワークショップにおいても御本人の方々と意見交換してまいりましたので、そうしたところで集めた認知症の御本人、それから御家族、パートナーの声といったものを載せてございます。こうしたものをベースにこの内容を膨らませてまいりました。時間の関係で詳細な内容は割愛させていただきますが、ぜひ御覧いただければというふうに思います。

一五ページにお進みください。計画の評価についてです。三期計画におきましては、先ほど御説明のありました十期計画との整合も図りながら、施策の進捗及び効果を段階的に把握をするため、取組の直接的成果、計画期間中の達成指標、中期・長期的指標という形でそれぞれ分割して設定をしてございます。これにより、施策の効果ですとか課題を可視化し、改善につなげやすくしてまいります。

評価指標については次のページと続く形で一覧にしておりますので、後ほど御覧いただければというふうに思います。

一七ページ目にお進みください。こちらの図ですが、推進体制という形で見ていただければですが、左側、四者連携によるアクションチームというオレンジの枠と、右側の地域住民や商店、認知症カフェやサロン、地域団体等が青い枠で囲ってございますが、そうした地域の資源が認知症の本人や御家族と伴走しながら、その下に緑の枠で囲ってございますあんすこ、医療・介護関係者、ボランティアがこうした仕組みを動かす推進役として、そしてそれらの地域、地区での活動を総合支所、本庁が支える形で認知症施策を総合的に推進してまいります。第三期計画では取組の好事例をさらに横展開していくような体制づくりも併せて進めてまいります。

最後に一ページ目にお戻りください。3の今後の計画策定作業ですが、認知症の御本人及び御家族等の意見のほか、施策評価委員会での審議、パブリックコメント等々を踏まえ、計画案に記載をしてまいります。

最後に、4今後のスケジュールです。九月はパブリックコメントということで、先ほど十期計画のほうでも御説明がありましたが、十期計画と併せて募集をいたします。それから、九月に関しましては認知症月間という形になってございますので、その月間の中でも計画の周知等々を図っていければというふうに思っております。それから、十月には第

二回の施策評価委員会において計画の策定の考え方の答申を受けまして計画案を策定しまして、令和九年の三月、計画策定に向けて進めてまいります。

説明は以上です。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長** 次に、㊦上祖師谷まちづくりセンター移転に伴う基本設計（案）について、理事者の説明をお願いします。

○**横尾介護予防・地域支援課長** 私より、上祖師谷まちづくりセンター移転に伴う基本設計（案）について説明をさせていただきます。

なお、本件につきましては、区民生活常任委員会との併せ報告になってございます。

1 主旨と2 これまでの主な経緯、併せて御覧ください。上祖師谷まちづくりセンターですが、平成三年四月の開設以来、その土地、建物を賃借して運営してございまして、施設内の狭隘化などの課題もございました。令和五年度に地区の中心部において施設環境の改善ができる広さの用地の確保ができたことから、整備の方向性を定め、検討を進めてまいりました。令和六年二月に整備方針案、令和七年四月に基本構想案を当委員会にお示しし、このたび基本設計案を取りまとめましたので御報告をいたします。

3 整備における主な基本方針です。（イ）の部分を御覧ください。北側に隣接をしてございます上祖師谷一丁目公園の緑との連続性を持たせた施設とすることとし、緑豊かで落ち着いた着きのある町並み等との調和を図ってまいります。

4 基本設計（案）の概要です。㊧計画・敷地概要は第一種低層住居専用地域となっております。

二ページ目にお移りください。施設概要を御覧ください。既存の延べ床面積ですが四百十平米となっております。整備後は五百八十平米という形で増加をいたします。主な諸室はまちセン、あんすこ、地区社協の事務室、活動フロア等となります。

㊨配置計画です。北側に隣接する上祖師谷一丁目公園との一体性、連続性を持たせる計画としていきます。

㊩平面計画です。まちセン、あんすこ、社協の三者が連携をし、効果的かつ効率的に事業展開を図れるよう、事務室や相談室等について必要な面積を確保いたしました。

㊪外構計画です。公園とつながる北側には出入り可能なテラスを設けまして、施設利

用者、公園利用者とがともに憩えるよう工夫をしてまいります。

三ページ目にお移りください。概算の事業費ですが約五・九億円、施設維持管理費ですが年額で約三百四十万円を想定してございます。

6 今後のスケジュールです。今年度中に実施設計を、令和十年度中に施設開設を目標に移転に向けて進めてまいります。

続いて、四ページ目のほうにお進みください。四ページ目の右側を御覧いただければと思います。地図が二つ記載してございますが、計画の予定地についての御説明です。計画の予定地ですが、千歳烏山駅から南側へ約六百メートル、徒歩にしますと大体七、八分程度のところに位置してございます。新たな建物のところから東に行きますと、児童館と図書館が入ってございます粕谷区民センターがございます。

続いて五ページ目、配置の平面図等になります。上の図面が一階の平面図、下の図面が二階の平面図となっております。図面の上側を見ていただければですが、北側が上祖師谷一丁目公園に隣接してございまして、南側に広めの道路が隣接するような立地になります。

上の一階の図面になりますが、そこにテラスという記載があると思いますが、こちらが公園とつながる形で意識して置いてあるものになってございます。公園とつながる箇所は開閉式のドアを設けることで、エントランスロビーも含め可能な限り開放できるよう計画をしてございます。

また、図面の左側、西側になりますが、ここに公園という記載があると思いますが、この部分は隣接する上祖師谷一丁目公園の一部として南北へ通り抜けができるよう整備をしていく予定です。

説明は以上です。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長** ここで理事者の入替えを行いますが、十分程度休憩としたいと思います。

午後零時休憩

午後零時十分開議

○**いたいひとし委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、㊦世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正(素案)について及び㊦次期せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―(素案)についての二件について、一括して理事者の説明を願います。

○望月障害施策推進課長 私からは報告㊦、㊦について一括説明いたします。

まず、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正(素案)についてです。

一ページの1主旨及び2改正に至る経緯並びに3改正の方向性につきましては、五月二十七日の常任委員会でも御報告したことをこちらに記載してございます。

4改正条例素案の内容ですが、四ページ目の別紙1を御覧ください。表の左から、今回改正予定の三つほど、改正概要、いただいた御意見、改正条文を記載しております。ここでは改正の概要について御説明いたします。

まず一つ目、自立した生活及び地域社会への包容は、生活の在り方は、ひとり暮らし、家族との同居、グループホームなど、本人の希望に応じて選択されるべきものであるということを前提に、自らが選択した地域での生活に向けて区が取り組むべきことを定めてまいります。

二つ目、障害者の意思決定支援は二点ありまして、一点目は、区や障害福祉サービスの提供を行う事業者等に、意思決定の支援に配慮し、その実施に努めることを定めてまいります。二点目は、障害福祉サービス事業者が意思決定支援を実施するために、区として必要な施策を講じることを定めてまいります。

五ページ目に移りまして、三つ目、区政への参加・参画は、区が政策を検討、決定する過程で、障害のある人をはじめ多様な立場の人々が主体的に関わることができるように環境整備に努めることを定めてまいります。

二ページ目の5の国連勧告の総括所見(抜粋)、そしてページ飛びまして六ページ目以降の別紙2の素案の新旧対照表は記載のとおりです。

三ページ目を御覧ください。今後のスケジュール(予定)ですが、原則として、次期インクルージョンプランの策定と並行して検討を進めてまいります。

続いて、報告㊦の次期インクルージョンプラン(素案)についてです。

一ページ目の1主旨ですが、令和七年十一月に世田谷区地域保健福祉審議会に諮問し、審議会から中間まとめを受けて、こちらの素案を取りまとめましたので御報告するものでございます。

2 計画素案ですが、本日は別紙 1 の概要版のほうで御説明いたします。

まずは四ページ目、第一章、計画策定にあたっての 1—1 趣旨ですが、この計画は、世田谷区の障害に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、区民のための障害福祉サービス等の提供体制の確保や円滑な実施を図るために、障害施策の充実に係る考え方や方向性、障害福祉サービス等のサービス量を定める、令和九年度（二〇二七年度）から三年間の計画でございます。世田谷区発達障害支援基本計画を包含しております。

1—2 から 1—5 は記載のとおりです。

1—6 は、先ほど御報告しました条例改正の部分について説明しております。

七ページ目、第二章、世田谷区障害福祉の現状と課題は記載のとおりです。

八ページ目、第三章、計画がめざす姿の 3—1 基本理念は、障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して住み慣れた地域で支えあい選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現でございます。

そして、3—2 の行動コンセプトは当事者の選択を支えるです。

この基本理念や行動コンセプトから一一ページの 3—4 施策体系まで、基本的には現計画を継承してございます。なお、一一ページの施策体系の大項目は、先ほど御報告の条例の章立てにひもづいております。

一二ページ、一三ページ、3—5 重点的な取組みですが、こちら九項目を重点としてございます。新たに加わる重点取組ですが、3 高次脳機能障害施策の充実と、6 地域生活を支える仕組みづくりと、8 多様な働き方の拡大でございます。なお、高次脳機能障害施策の充実については、次の報告で織田のほうから報告いたします。

一四ページから一九ページの第四章の施策の取組は、先ほど一一ページの大項目ごとに取組内容と付随する中項目と主な事業をまとめてございます。

二〇ページ以降の第五章、計画の推進体制は記載のとおりです。

一ページ目にお戻りください。3 今後の計画策定の流れは記載のとおりでございます。

4 今後のスケジュール（予定）ですが、こちらは記載の日付が載っていないんですけれども、パブリックコメントは九月八日から十月七日まで受け付けます。また、シンポジウムですが、九月二十五日金曜日、この次期プランと先ほど報告の条例改正についてのシンポジウムを六時三十分より玉川せせらぎホールで開催する予定です。そしてこの記載のとおり、令和九年二月の常任委員会で、こちらプランの案等と先ほどの条例改正の案と併せて御報告予定でございます。その他、記載のとおりです。

長くなりましたが、御説明は以上です。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**おのみずき委員** 次期インクルージョンプランのほうについてなんですけれども、こちら先ほどの高齢のほうと同様なんですけど、昨年度、障害者（児）実態調査が行われていて、こちらはかなり回答数もあったかなと思っています。障害種別によって困り事だったりとか必要な支援に明確な違いがあったということは調査のほうでも分かっているかなと思うんですけど、同時に性別情報も調査では把握していました。でも、その一方で、この素案を見ても、障害種別と、さらにその性別や、あるいは年齢とか家族構成とか、そういった情報を掛け合わせた分析というのが十分になかなか示されていないというか、使われていないように見受けられるのですが、やはり障害のある方の生活上の困難は障害の種別だけの話ではないので、そこら辺の視点が本当は必要かなと思っているんですけど、今回の実態調査の結果について、何らかクロス分析のようなものは行われたのか、この次期プランの施策形成にどう活用されたのかというところを伺います。

○**望月障害施策推進課長** そうですね、クロス集計というところで、具体的にここというところでお示しはあれなんですけれども、この調査結果を踏まえて、今回、こちらのインクルージョンプランの本編のほうに様々記載をしてございます。それが分かりやすい表記になるようにという工夫は、今後していきたいと思います。

○**おのみずき委員** ちょっと今の御答弁だと、どこまで分析がされたのか、正直よく分からなかったんですけど、なかなかどうやっていいのか分からないというところもあるかもしれないんですけど、もし十分できていないのであれば、今回の実態調査だと初めて入れた項目とかもあったと思ひまして、例えば結婚とか性とか恋愛とかに関することみたいなところも、相談したい内容はどれですかという調査の一つで課題として把握もされていたかなというふうに思います。

事業所調査では、今回、こういった障害当事者の方の選択というところを前回プランに引き続きすごく重要な柱として掲げていると思うんですけど、事業者の調査でも、この結婚、出産、子育てみたいなのところって、半数以上の事業者がなかなか対応経験がないというふうに回答していて、一方で、その相談ニーズが必ずしもないとはやはり言い切れないかなというふうに思っています。その本人がそもそも相談をするという発想もないとか、相談できていないとか、あるいは支援者側のほうでも、相談を受け止める準備が十分ではない可能性もあるんじゃないかなというふうに調査を見て思いました。

そういった中で、今回、先ほども御説明いただいたとおり、このプランで当事者の選択を支えるというのを行動コンセプトに掲げて、その環境整備と選択するための支援というところを柱に掲げられるのであれば、一つの側面として、障害のある方の性とか、あるいは人生の選択みたいなのところ、そこには結婚とか出産とか子育てとかも入ってくると思うんですけれども、そういったことを自らの意思で選択できることというのは、ちゃんとそこも権利保障の一環という形で位置づけて、しっかりと施策を打っていくべきじゃないかなと思うんですけれども、区のことを伺いたいと思います。

○望月障害施策推進課長 御意見ありがとうございます。3—2の本計画期間における行動コンセプト、当事者の選択を支えるというところで環境整備のところでも記載していますが、これを具体的にというところでまた落とし込んでいけたらと思います。ありがとうございます。

○杉中障害福祉部長 ちょっと補足しますけれども、先ほどの新しい設問につきまして、たしか、おの委員からの指摘もあり、今回調査に入れたというふうに私は記憶しております。この間、このプランをつくり上げる上で、障害者施策推進協議会がプランの会議体の柱になりますので、様々、先ほどお示しした重点取組も、ああじゃないか、こうじゃないかというところの議論の中でこの九つにまとまったということと、あと、結構、議論が今回あったのは、障害者の高齢化ですとか、やっぱり親亡き後、それから医療的ケア、高次脳、精神障害あたりがかなりフューチャーされたかなというふうに思っております、おの委員の御指摘も重要だというふうには認識しておりますので、今後、パブリックコメントもしますし、推進協議会もまだありますので、今日の御議論を踏まえた上で、ちょっとプランにどこまで書き込めるかというのはまた会議体ともいろいろ調整しながら、ちょっと考えていきたいというふうに思います。

○おのみずき委員 分かりました。推進協のほうなどでの議論って、こういったテーマがなかなかメインで議論されることはまずないだろうなと思っております、そこはどうしても、先ほど部長が御答弁されたような大きな課題がもちろんあるので、そちらが中心になるのはそうかなとは思いますが、とはいえ、やはりなかなかパブリックの場で語られてこなかった部分、ないこととされてきた部分でもあるので、そこは今後、先ほどの行動コンセプトも踏まえて、ぜひ検討していただきたいなというふうに要望します。

最後に、インクルージョンプランですので、障害がある人、先ほどもいろんな属性でのクロス集計をしたのかというところを問いましたけれども、やはり障害がある人というこ

とで一つの 카테고리として平均化するのは難しいという中、そうではなくて、その中の多様な実態とか、生活とか、困難とかをやはり見える化して、それに対応した施策を検討、実施いただきたいなというふうに思っております、その次期プランの中でどこまでできるかというところはもちろんあると思うんですけれども、障害の種別と、最低限、やはり年齢とか性別とか、こういった基本情報が交差する、そこでより見えなくなってしまう困難というところをどう拾っていくのかという視点、その視点での実態把握とか施策や評価指標をつくっていくというところはぜひ取り組んでいただきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○望月障害施策推進課長 おの委員のそういったジェンダーという考え方、そういったことにつきましても非常に重要なことというふうに認識してございます。部長が申し上げたとおり、今後、推進協等もございますし、パブコメなども見ながら、そういったことも中に加えるかということも検討をしてみたいと思います。

○おのみずき委員 お願いします。誤解がないように申し上げますと、ジェンダーだけの話ではなくて、いろいろな御本人を取り巻く属性がクロスする、交差することで生まれる独特の困難があるという話をしております、そこは交差性の視点を持っていただきたいということを要望します。

○いたいひとし委員長 次に、㊤「（仮称）世田谷区高次脳機能障害者支援における基本的な考え方(素案)」の策定について、理事者の説明をお願いします。

○織田障害保健福祉課長 それでは、私のほうから、「（仮称）世田谷区高次脳機能障害者支援における基本的な考え方(素案)」の策定について御説明をいたします。

項番1の主旨でございます。本区では、これまで、うめとびあ及びボランティア協会に委託をして実施しているケアセンターふらっとを中心としまして、高次脳機能障害のある方や御家族の相談支援、また、地域の相談支援機関への後方支援などに取り組んできております。一方、本年四月に高次脳機能障害者支援法が施行され、地方公共団体には、計画的かつ主体的な支援施策の推進が求められることとなりました。こうした中、これまでの取組を通じて明らかになってきた課題や法の趣旨を踏まえまして、今後の区の支援施策の指針となる基本的考え方を今回素案という形で取りまとめましたので報告するものでございます。

項番2の検討状況でございます。本素案の検討に当たりましては、医療機関、学識経験

者、支援機関、当事者団体、家族会などで構成する検討会を設置いたしまして、これまで三回実施してきております。検討会では、主に相談支援、社会参加、家族支援、理解啓発、地域の支援機関への支援というこの五つのテーマに基づいていろいろと御議論をいただいたところでございます。

検討会での主な意見につきましては二ページを御覧いただければと思います。まず、①の相談支援についてですが、退院後に地域生活の中で困り事が顕在化した際、その背景に高次脳機能障害があるということに気づかれずに専門の相談につながらない場合がございます。このため、一時的な相談窓口のほうで高次脳機能障害の可能性に気づき、適切な相談支援につなげる体制整備が必要であるというようなこと、その後の生活安定まで継続的に関わる伴走型の支援が必要だといったような意見がございました。

また、②の社会参加につきましては、既存の支援サービスのほうになかなかなじみにくい方が多いということで、また、サービスとして障害福祉のほうの自立訓練の事業に参加されている方も多いんですが、この期間終了後、社会とのつながりが途切れてしまう方がいらっしゃるということが分かってまいりました。家族だけが見ていて社会的に孤立した状態になってしまうということを防いでいかなければいけないということで、当事者の方が無理なく参加できる緩やかな社会参加の機会が必要との意見が挙がりました。

また、③の家族支援、④の理解啓発、⑤の地域の支援機関への支援につきましても、同じような家族同士が経験、悩みを共有できる機会の確保の必要性でありますとか、理解啓発、地域の支援機関へのスキルアップが必要だというようなことの必要性が示されております。

続いて、三ページの項番3「基本的な考え方」について御説明いたします。基本的な考え方は、令和九年度から実施予定の先ほど説明した次期インクルージョンプランのほうに内包する形としまして具体的な施策を展開してまいりたいと思います。また、法ができたばかりということで、社会状況の変化でありますとか新たなニーズの変化というようなことに対応するため、インクルプランと併せまして、策定三年後に見直しを行うこととしております。

⑤の内容ですが、四ページをお開きいただければと思います。こちらは素案の概要版となります。上の基本目標につきましてはインクルージョンプランと合わせた記載としております。また、その実現に向けて、先ほど検討会で五つのテーマを御紹介いたしました、取組みの方向性としてその下に整理をしているところでございます。

また三ページにお戻りいただければと思います。項番4の今後の取組みについてです。検討会での意見を踏まえ、既存の支援機能を生かしつつ、不足する機能の実施、拡充について検討を進めてまいりたいと考えております。三つございまして、一つ目としては緩やかな社会参加の機会の創設、二つ目としまして当事者団体への側面支援、三つ目といたしまして地域の支援機関への専門的な後方支援の拡充、これらの三つの取組につきまして、令和九年度以降の実施に向けて具体的な検討を進め、これがまとまりましたら、また改めて常任委員会のほうに御報告をさせていただきたいと思います。

最後に、項番5今後のスケジュールでございます。まず今週末、高次脳機能障害の支援を考えるシンポジウムというのを実施いたします。そこでシンポジウムと意見交換会を実施しまして、当事者の方や支援に関わる方々から御意見をいただいきたいと思っています。その後、インクルージョンプランと併せましてパブリックコメントによる意見聴取を行い、引き続き検討会での議論を重ねまして、来年二月には基本的考え方の案という形で改めて本委員会のほうに御報告をさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長** 次に、㊦農福連携事業の今後の事業展開について、理事者の説明をお願いします。

○**星野障害福祉部副参事** それでは、農福連携事業の今後の事業展開について御報告をいたします。

本件につきましては、区民生活常任委員会との併せ報告でございます。

1 主旨でございます。令和三年度に開始した粕谷二丁目における農福連携事業につきましては、令和八年度で契約期間が満了となるため、次期契約に当たり、本事業の総括と併せ、今後の事業展開の方向性について御報告をいたします。

2 これまでの取組みとして、本事業では、㊦から三ページの㊧までに記載のとおり実施してございます。三ページに農福連携事業イメージ図を載せておりますので、こちらは参考に御覧ください。

まず一ページ、㊦の障害者の従事を伴う農園の維持管理につきましては、現在、電通グループ農福連携コンソーシアムが区からの委託を受け運営を行い、本農園では、現在、

区内在住の障害者十二名が日々の農作業に従事しております。

続いて、㊦障害者施設等農作業体験会の実施につきましては、障害者施設の通所者及び近隣の小中学校の特別支援学級の児童生徒への体験会を年間を通じて実施しております。実績は記載のとおりでございます。

次に、㊧障害者施設の工賃向上の取組みとして、本農園で収穫した農作物を活用した加工品、切り干し大根、ドライタマネギ、ジャムなどの開発を行い、施設に発注することにより工賃向上に取り組んでおります。加工品につきましては、次の二ページの写真を御参照ください。

次に、㊨地域との連携を進める取組みでは、①のオープンフォーラムを開催しており、令和五年度より地域住民等を対象として行っておりまして、現在では年二回、初夏と秋頃に農園見学、収穫体験、農作物と加工品の販売を行っております。②農作物加工品の販売については記載のとおり実施しております。③の地域事業者による農作物の活用促進について、総菜パン、クラフトビールなど飲食店で御活用いただいております。

続いて、三ページの㊩ロゴマークの作成と㊪PRの取組みにつきましては記載のとおりでございます。

次に、3 検証・評価、今後の方向性等についてです。今期の取組の検証としまして、令和三年度のプロポーザル審査員であった外部委員による検証と現地視察を実施しました。

次に、四ページの㊫評価等を御覧ください。本事業では、記載のとおり目標を掲げ、取り組んでまいりました。取組についてはおおむね着実に実施され、地域に根差した農福連携の農園として展開しつつあると評価をいただいた一方、継続的、安定的な本事業の運営、障害者施設の工賃向上及び区内農家への支援、それから、より地域に開かれた農園の在り方について課題提起がございましたので、区では、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

まず、①の継続的、安定的な本事業の運営についてでございます。今後の方向性のところに記載のとおり、農業面では、引き続き土壌改良をはじめ、農作物の安定的な収穫が可能な体制の構築を図っていくことや、障害者の就労支援では、障害特性に応じた障害者の受入れの充実、体験機会の提供と、それから、障害のある方が望む働き方ができるような支援を行ってまいります。また、地域との関係構築をさらに進めていくことや、さらには、本取組を今後、世田谷区農のみどり保全活用方針に掲げる緑の保全に当たっても参考となるよう、情報提供、連携をしてまいります。

次に、②障害者施設の工賃向上及び区内農家への支援につきましては、五ページの今後の方向性に記載のとおり、これまでの発注実績を参考に、受け手である施設の納期や価格の柔軟な対応、さらに、今後は生活介護の施設を含めた発注拡大、収益性の高い農作物を育てるなど工賃向上を図ってまいります。農業では、高齢化する農家の作業負担軽減に向けて、他の農福連携事業で取り組まれているポット苗の栽培等も参考に、本農園の取組を検討してまいります。

最後に、③のより地域に開かれた農園の在り方としましては、二〇二四年に改定された国の農福連携等推進ビジョンを踏まえ、子どもから高齢者までの世代、さらに障害の有無を超えた多様な者を対象としたより地域に開かれた農園に向けて取り組みます。具体的には、農福連携事業用地に隣接する区立粕谷二丁目ファミリー農園について、東京都の開設整備補助金との兼ね合いも見極めながら、最終的には全てを農福連携事業用地として運用することも視野に、段階的に地域団体利用を進めてまいります。今年度より、地域の児童館、近隣の中学校での団体利用、さらには世田谷区保護司会との連携の下、社会参加活動としての農作業体験を行う予定でございます。また、今後は関係機関とも連携し、高齢者や子ども、ひきこもりや生活困窮者等様々な方が参加できる地域に開かれたユニバーサル農園を目指し、運営方法や具体的事業を検討するとともに、本事業の効果等について、さらなる農福連携事業の推進に努めてまいります。

次に、4次期における事業者の選定ですが、事業者から今後の事業展開を踏まえた提案を求め、さらなる事業の充実と持続的発展を図るため、プロポーザルを実施いたします。

次に、5本事業の概算予算ですが、委託事業費年間約三百五十万円程度を予定しております。

六ページになりますが、6今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

御説明は以上でございます。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**藤井まな委員** この商品化された売上げがあると思うんですけども、そういった数字とかは分かっているのか教えてください。

○**星野障害福祉部副参事** 売上げにつきましては、農作物と製作した加工品の売上げがまずございまして、こちらの数字につきましては、令和七年度が五十七万円程度、令和六年度は五十八万円程度になってございます。それから、障害者の施設に加工品の作業費とし

て、工賃向上の一環として発注を行っておりまして、そちらの金額は令和七年度が約十六万円程度、令和六年度は二十二万円程度でございます。

○藤井まな委員 その売上げってどうなるんですたっけ。その売上げがどうなっていくのか、もし詳しく分かっていたら教えてください。

○星野障害福祉部副参事 売上げにつきましては、農作物の作成ですとかその加工品の発注したところにつきましては、今、現事業者のほうへ収入として入っております。その収入につきましては、こちらの本農園の運営費として御活用いただいております。

○藤井まな委員 事業者の収入になるということですからけれども、携わっている方たちの収入にどれぐらいの率になっているかとかが分かっていたら教えてもらっていいですか。

○星野障害福祉部副参事 その部分についてはすみません、把握できていないところではございますが、実際に働いている方については、こちらの電通の農福連携コンソーシアムに参加している各社の企業に雇用されている状況ですので、最低賃金以上の給与を得て従事していただいているという状況になります。

○藤井まな委員 さすがですね、僕がそこまで行こうという次の質問の答えを先に言われてしまいましたけれども、改めて伺わせていただきたいんですけれども、十二名の方がスタッフとして雇用をされているという話ですが、その詳細というか、どういう雇用形態なのか。賃金は今もう最低賃金以上という話が出ていましたけれども、どれぐらいの賃金で働いているのかということと、やっぱり売上げているものがプラスになっているか、なっていないかというのを把握しておく必要があるというふうに私は思っているんです。それはだって工賃向上の取組でやっているわけですから、把握しておく必要があると思っています。

○星野障害福祉部副参事 まず、こちらで雇用されている障害者の方の賃金につきましては、各社でそれぞれ給与テーブルみたいなものがございまして、それにのっとってお支払いがされているような状況です。先ほどの売上げとの関係につきましては、実際にはその部分、すみません、前提として、区からこの障害者の雇用の部分については特に雇用してやってくださいという形では仕様書上、行っていないものでして、あくまでも前回のプロポーザルの事業者の提案に基づいて雇用されているような状況です。ですので、あまりその金額が幾らお支払いされているかというのは把握はできていないんですが、その委託料と実際に給与として払っている部分というのが、仕様書の関係等のところで、そこは事業者にお任せしている、お願いしているといいますか、提案していただいている部分です。

ので、そこの関係は、ちょっと現状としてはあまり、すみません、ちょっとまとまっていないんですが、売上げの部分との関係はちょっと整理をしたいと思っております。

○**藤井まな委員** なぜこういう質問をしているかといいますと、確かに事業者側が雇用していることに関して、区が雇用してくれと言っているわけじゃないというのは僕も理解しているんですけども、雇用することによって、僕は細かく電通さんのグループがどうなっているか分からないですけども、法定雇用率の問題とかをそれによってクリアできたりだとか、大企業にとってそれがプラスだからそういうことがあったりだとか、雇用したほうがいいからという問題が取り沙汰されているのは多分皆さんも御存じだと思います。大企業が法定雇用率をどうにかするために、全然関係ない事業で人を使って法定雇用率をクリアしてということが一時期問題になったと思うんです。そういったところに、利用されているという言い方もよくないですけども、利用されていないかどうかの確認をしたいというのが質問の趣旨なんですね。まずそういったことを知っておきたいと思うし、あとは、今把握していないという話でしたけれども、やっぱり工賃の向上の取組をしているということであるのであれば、やっぱり売上げがこれだけあって、それがその従事した人たちにどれだけプラスになっているかということは、情報として知っておくことによって次に進んでいくことになると思うので、やっぱり情報としては把握しておく必要があると私は考えるんですけども、区側の考え方をお伺いさせていただきます。

○**杉中障害福祉部長** 藤井委員からおっしゃられた認識というのは、実は政策会議でも課題にありまして、つい数日前、厚労省のほうから、いわゆる障害者雇用ビジネスにメスを入れるみたいなニュースがあって、私もすごく課題だというふうに思っております。ただし、別に弁護するわけではないですけども、この電通さんがやっている仕組みというのは、あくまでも電通グループで完結しておりますので、障害者雇用ビジネスはあくまでも仲介業としてやっているのです、確かにそれはいかがなものかというのはあるかと思いますが、電通グループの責任において雇用させていただいていると。

先ほど副参事のほうからもありましたけれども、この事業を始めるに当たって、区のほうから採用してくれとは一言も言っていないくて、提案事業者のほうから直接雇用しますよという話があって、それは区内の障害者にとっても、障害者雇用の促進の一環として、それは一定の評価はしております。

ただ、私もこの間、政策会議での議論もありましたけれども、本来、ここのいわゆる農福連携につきましては、農地保全と障害者就労促進ということで、目的は委託会社に雇っ

てもらうことが本来の目的ではなかったと私は思っていて、本来、そこで例えば農作業をやって知的の方や精神の方が体を動かすことによってある程度自信をつけて、体験を積んで、例えばよくあるのは清掃事業の会社に採用してもらったりとか、あとスーパーの品出しなんかも障害者さんはすごく頑張っていてやっていますので、そういったところで、その経験を踏まえて、どんどんどんどん新しい会社に本来の在り方として採用していただくというのが本来の目的ではないのかなというふうに思っております。

時期につきましては、雇用していただくことを否定するつもりはないですけれども、せっかくこの場がありますので、そういう意味でいうと障害福祉部ももう少し前面に立って、すきっぷなりとも協働して、そこで経験を積んだ障害者が自信を持って就職活動して、新しい会社に就労していくところを目指していきたいというふうに思っております。

○藤井まな委員 とても認識が理解できました。本当にありがとうございます。分かるんですよ、もちろんそういう認識でやっていただいていることだと僕も信じていますし、よかったと思うんですけども、望んでいないこととはいえ、結果的に雇用になって、それはそれでいい形だよねとなっていますけれども、そこはそれで雇用となったら雇用となるということで、やっぱりしっかりと厳しい目で見なければいけなくなってしまう面が出てくるので、ほら、雇用してあげたじゃないみたいな感じに会社側にいいように…。せっかくやってもらっているからいいように取られたら駄目ですよと言うのも言いづらいんですけども、こちら側からすると。雇用は雇用でしっかり厳しい目を見ていただかなきゃいけないというところの認識は持っていただきたいというふうに意見しておきます。

○いたいひとし委員長 次に、㊦がん検診の受診勧奨の強化について、理事者の説明をお願いします。

○小松健康企画課長 がん検診の受診勧奨の強化について私から御説明いたします。

1 主旨です。現在、区は、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に沿って、科学的根拠に基づく対策型がん検診を実施し、受診勧奨を行っていますが、がんの種別ごとに検診の受診勧奨の時期や方法が異なっております。そのため、区民に分かりやすいように整理し、令和九年一月に導入予定の健康管理等標準準拠システムを活用し、令和九年度から受診勧奨の強化としまして、対象者全員に、その年度に御自身が受診可能な全ての検診の受診券を一括で送付します。さらに、これまで受診者が電話等で申し込む

ことで取り寄せていた受診票を実施医療機関に常備することで受診手続の簡素化を図るなど、受診しやすい環境を整備し、がん検診受診率の向上を目指します。

2 現状と課題です。当区では、胃がん、乳がん、子宮頸がんというがん種別ごとに勧奨し、また、肺がん・大腸がん検診については、特定健診や長寿健診の勧奨に同封により案内し、同時受診を可能としています。さらに、この間の受診勧奨強化の取組としまして、社会保険加入者の一部にも別途勧奨を実施しており、複数の勧奨により分かりにくい状況が生じています。

3 受診勧奨方法の変更です。㊦受診券の発行です。電話等で受付し発行している受診券につきまして、対象者へ、御自身が受診可能なシール式の受診券を区から一括して送付します。㊧勧奨対象者です。勧奨対象は、世田谷区がん対策推進委員会の意見を踏まえ、二十歳以上の女性及び四十歳以上の男性で、いずれも七十五歳未満の区民を対象とします。

三ページ目に参考としまして、新旧がん検診受診勧奨対象者一覧を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

なお、これまでと同様に七十五歳以上の区民も受診可能であり、長寿健診対象者にはがん検診の御案内を同封し、申込みがあれば受診券を送付し、受診可能なことを周知します。

㊨送付物につきましては記載の六点となります。

二ページ目を御覧ください。㊩発送時期です。令和九年七月から八月に約五十六万人分を五回に分けて発送いたします。

4 受診方法の変更です。前述の受診券の一括送付とともに、各医療機関で受診票を常備することにより、世田谷区がん検診受付センターへの申込みを省略し、実施医療機関名簿を基に直接予約を行い受診を可能とすることで利便性を向上し、受診率向上につなげます。㊦受診票の常備により、全てのがん種で電話等での受診票取り寄せを不要とします。㊪胃がん内視鏡検診問診票の確認です。これまで検診申込み時にがん検診受付センターで聞き取りしていました問診票について、対象者全員に郵送し、予約前に記入いただきます。各医療機関において、受付時に、受診者が問診票を記入しているか、その結果、検診可能か、また、受診時に持参した問診票の内容及び記載漏れ等の確認を行います。

5 周知方法です。「区のおしらせ」や区ホームページ等を活用し、年度当初及び一斉発送前に周知します。

6 改善の効果です。受診勧奨の対象と受診者数の増加見込みにつきましては、七十五歳未満に対象を拡大したことによる新たな受診勧奨の対象者が約三万七千人で、各がん検診の受診者数の増数は七百人の見込みです。二年に一度の検診につきましては半数の三百五十人となります。

7 印刷・郵送料予算額は記載のとおりです。なお、特定財源は、国庫補助金が二分の一補助で約四千万円の予定です。

三ページ目を御覧ください。8 今後のスケジュールは記載のとおりです。

私からの説明は以上です。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**藤井まな委員** 議会の一般質問でも求めてきた内容なので、こういった方向があることは大変に評価いたしますのと、同じような質問を既にもう昨日の保健センターにしてしまったんですけれども、昨日は保健センターに聞いたので、改めて今日は区側に聞いてみようと思っているんですけれども、これを行うことによって受診者数が二千人増加するということでございます。いいことなんですけれども、やっぱり徐々に増えていくんじゃなくて急激に増えるということで、現場が混乱しないかということが想定されるんですけれども、そこら辺の対策はどう考えているのかお伺いさせていただきます。

○**小松健康企画課長** 検診につきましても受診者数が増えるということで、勧奨によって増える部分につきましては、今後、予算要求を増数分を行っていきたいというふうに考えております。また、現状のがん検診受付センターのほうで一斉発送後に問合せが多く見込まれておりますので、そちらにつきましても対応を強化して臨んでいただくように調整中でございます。

○**藤井まな委員** これは要は保健センターが担うと思うんですけれども、保健センターがその対応を強化というのは、人員を増やしたりすることというのは具体的に可能なんでしょうか。

○**小松健康企画課長** 保健センターのほうの受付センターにつきましては、一斉発送後に弾力的にその七月、八月以降のところを増員していただくような形で、また、その後、問合せが減ってくるところにつきましては、人数のほうを調整いただくような形で考えております。

○**向山世田谷保健所長** すみません、今のお尋ね、もう一つ。今までかかりつけの先生が、このがん検診があなたは対象のはずなので、保健センターに電話をして受診票をも

らってきなさいみたいな形をやっていたんです。ここは医療機関に、もう医師会と現在調整中ですが、受診票を受託医療機関へもう据置きという形で、そこで場合によっては予約をしてそのまま受けていただくとか、あるいは医療連携の中で対応していただくということもございますので、保健センターの対応と同時に医師会のほうの御協力をよく説明をして、スムーズに受けていただくように、また、精密検査も含めてきちんと検診が完了するような体制を持っていただくように調整を進めてまいりたいと思っています。

〇**いたいひとし委員長** 次に、㊦世田谷区自殺対策計画素案について、理事者の説明をお願いします。

〇**真鍋健康推進課長** それでは、自殺対策計画素案について御説明をさせていただきます。

1の主旨でございますけれども、現在、世田谷区自殺対策基本方針、こちらに基づいて取組を進めてきております。こちらが今年度末で終期を迎えるため、自殺対策協議会ですとか国の大綱、改正された自殺対策基本法の趣旨を踏まえまして、世田谷区自殺対策計画素案を取りまとめたので報告するものです。

2の計画期間ですけれども、令和九年度から十三年度までの五年間。

3の位置づけですが、自殺対策基本法に基づく法定計画でして、区の基本計画ですとか健康せたがやプランとの整合を図ることとしております。

計画素案ですけれども、別紙1に概要版、別紙2に素案のとおりなんですけれども、本日は別紙1の概要版を使って簡単に御説明をさせていただきます。

資料右上二ページからが概要版でして、三ページを御覧ください。背景と趣旨ですけれども、令和四年に改定された第四次自殺総合対策大綱では、子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化というものがうたわれ、令和七年、昨年、自殺対策基本法が改正されまして、こちらでも子どもの命を守る視点というのが法に明記されたほか、教育現場と連携強化などが盛り込まれまして、こうしたことを踏まえて今策定を進めてございます。

四ページから区における現状でして、統計から見る現状が最初でございます。左側のグラフですけれども、区の自殺者数の推移になりますけれども、平成二十三年百七十五人、こちらがピークに減少傾向だったんですが、令和六年百二十五人と、近年、百を超えて、平均的には横ばいで推移しているという状況。そして右側のグラフですが、令和二年から六年の合計値で示しておりますけれども、性・年齢別の自殺者数になります。男性のほう

が一貫して多いんですけれども、二十代から六十代まで各代五十人以上となっているのに対し、女性は、ばらつきはあるんですが、二十歳代が四十四人と最も多いところが少し特徴的かなというふうに思います。

五ページ、左側は年代別の死因の状況なんですけれども、二十歳未満から三十歳代で自殺が死因の一位となっているということを示してございます。

続いて、飛びまして七ページから、昨年度実施したアンケートの結果の抜粋になります。

八ページを御覧ください。こちら、一度でも死にたいと思ったことがあるかという設問に対して三割があると回答しておりまして、右側、性・年齢別では、三十歳代の男性、二十歳代の女性が高くなっているということが示されております。

ページ飛びまして十一ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは計画の基本的な考え方です。自殺というのは個人や特定の人だけの問題じゃなくて、社会全体で向き合うべき重要な課題で、その自殺対策というものが、悩みや困難の深刻化、孤立等を未然に防ぐ予防の取組だということで、大きく二点、区民一人一人が自らの健康等に関心を持って行動すること、そして様々な問題やストレスにしなやかに対応できる力を高めていく、これが重要だということが一点。もう一点が、地域の中で人と人とがつながって、身近な人の変化に早期に気づいて、声をかけてお話を聞いてあげて、必要な支援につないでいくこと、こうしたことが御本人にとっての悩みや困難の深刻化を防ぎ、ひいては命を守ることにつながるということで、目指す姿について、区民の生きる力を高め、気づきの力を育み、声かけつなぐ、支え合いの地域を目指すとしてございます。

一二ページが施策体系になります。基本施策として、悩みを抱える人への支援から普及啓発、人材育成、地域連携の四つの施策で構成しています。

一三ページ御覧ください。さきに御説明した区の状況を踏まえまして、四つの基本施策を貫くような形で、子ども・若者への支援と勤労世代への支援、こちらを重点施策に位置づけています。左側、子ども・若者への支援では、子どもや若者が声を上げやすく、支援につながりやすい仕組みの整備を図り、対面・電話相談に加えてSNS等、子ども、若者が利用しやすいツールの導入についての検討を進め、多様な相談手段の確保に努めてまいります。そして勤労世代への支援では、支援につながりやすい環境づくりに向けて、家族ですとか職場の同僚、上司といった身近な人が変化の兆しに気づいて相談機関につながれるよう、普及啓発とか人材育成といったものを進めてまいります。

続いて、一四ページを御覧ください。こちらは目標指標になります。現行方針に引き続いて自殺の死亡率の減少を目指してまいります。また、基本施策ごとにも指標を設定してございまして、悩みを相談できる人の割合を増やすといったような指標を掲げています。

一五ページからが基本施策ごとの主な事業ということで掲載をしています。例えば悩みを抱える人への支援というものでは相談支援と居場所。居場所の中で信頼できる大人に出会って、その中で相談をしていくということで、相談支援と居場所の両輪で進めてまいります。相談支援では、昨年度より拡充しました夜間こころの電話相談などを記載してございますが、先ほど触れました子ども、若者に身近なSNS相談の検討についても文章で記載しているところです。

以降、概要版では事業の一部を記載してございますが、本編では右上五四ページ以降に詳細の事業を記載してございますので、後ほど御覧ください。

一ページ、かがみ文にお戻りください。5の今後のスケジュールですけれども、区議会での御議論や区民意見を踏まえるとともに、自殺対策協議会や庁内での連絡会での議論も進めまして、令和九年三月の策定を目指してまいります。

御説明は以上となります。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**佐藤正幸委員** すみません、これは質問というより要望なんですけれども、以前もちろっとお伝えしました、自殺はやっぱりあってはいけないことだと思います。なので、減少という言い方が、私はどうしても毎度毎度気になっていまして、やっぱり自殺をなくす、そのためのメッセージをしっかりと行政で出していきたいなと。もちろんいろんな計画があって、いろんな考え方があると思うので、ここは減少と書かざるを得ない気持ちにはよく分かります。しかし、やっぱり社会として、特に世田谷区としては、やっぱり自殺はあってはいけないと、そのためのメッセージを、やっぱり自殺はなくしていこうよと、そういう社会じゃいけないんだというメッセージをきちんと出していくことも大事だというふうに思いますので、ぜひ何かそのあたりも酌み取れるようなつくり、酌み取りますけれども、所長は頭を抱えていますけれども、ぜひなくすような、そういうメッセージを出していただきたいなというふうに思いますし、引き続き、これは大変重要な施策だと思いますので、頑張ってくださいと思います。すみません、要望です。

○**おのみずき委員** すみません、先ほどの高齢と障害に引き続き再びまた持ち出すんですけれども、ジェンダーの視点から伺いたいと思います。こちらの自殺対策のこの計画に関

しては、計画の素案の中にもあるように、かなりデータの分析がされていて、年代とか性別による自殺リスクの違い等もかなり詳細な分析が行われているかなというふうに思っております。一方で、そうした違いのようなものが、具体施策に入っていくと消し去られているとか、子ども・若者世代と勤労世代という二つの大きく一般化された柱のところに入ってしまった、なかなか見えなくなってしまうなど思っております。

国の第四次自殺総合対策大綱のほうでも、例えば女性の最近の自殺動向も少し変化が見られていることもあって、その支援の強化が挙げられていますけれども、今回そうしたジェンダーの視点みたいなところがうまく見えないところは、どういうふうにこの計画の施策や取組に反映されたのかというところを伺います。

○真鍋健康推進課長 先ほどこちと庁内連絡会でも議論してみたいなお話もさせていただきましたが、かなり多くの所管、それこそ、この施策に載っているような事業所管の課長が集まる会議体というものを、今、年に二回程度行って実施しているところです。そういったところで、重点施策はこれですけれどもということで、先ほどの傾向とか統計データとか、そういったものをお示ししています。

女性というものは一つの視点になり得るよねとお話をしながら、じゃ、女性のために何を、どんな施策をやっているのかということで御意見もいただいていた。このあたりは人権・男女共同参画課がやっている困難女性支援法に基づく取組なんかのお話もお聞きしたりしています。その中では、女性相談の拡充であったり、子ども・若者支援課が実施している若年女性のための居場所の支援なんかのお話も所管から上がってくる中で、施策に落とし込んだりしています。重点施策に掲げてはいないんですけれども、そうした議論を踏まえて施策に落とし込んでいくというのが状況です。

○おのみずき委員 ありがとうございます。女性相談の件とか、あるいは男性相談とかも含めて、人権・男女共同参画課や、あるいは若年女性の居場所とかも施策のほうに載っているというところは拝見してよかったなと思うんですけれども、それに関連してなんですけれども、既存のそういったところに恐らくつながるということもあるのかなと思うんですけれども、相談窓口とか居場所が実際に存在しているということと自殺対策がリンクしているかというのはまたちょっと別かなと思っていまして、例えば四十代、五十代の女性で結構データとして家庭の問題を抱えている方が多いということが示されていて、そういった中に家庭関係の不和だったりとか、子育てとかケアの負担が重いとか、いろいろある中で、例えばDVとかあるいは性暴力の被害者みたいな人たちが、被害だけではなく

て、やっぱり孤立とか経済的困難とか家庭の中での破綻だったりとか、いろんなものが複合的に絡まって困難になるということが知られていて、そういうDV・性暴力被害の相談を受けたときに自殺リスクというのが把握されているのか。必要に応じて心の相談とかいろんな支援につなぐ仕組みがあるのか。逆に、自殺の相談のほうから入って、DVとか性暴力とか、そっちの支援につなぐ仕組みが今どういうふうに構築されているのかということとを伺います。

○真鍋健康推進課長　例えば庁内でゲートキーパー講座みたいなものをしていて、庁内の中心は相談窓口を設けていたりする所管に必須で出ていただくような形で実施しております。そこでは、こういう相談があったら心の相談ということで健康づくり課を御案内してくださいとか、そういったこともデータを示しながら、例えばLGBTQの方が多かったりとか、そういうことの情報もお伝えしながら、どういうところにちょっとアンテナを立てていただいて、何か気づいたところがあったら相談に乗っていただいた上で、少し専門的な相談ということで健康づくり課を御案内してくれみたいなことをお願いしているところです。

○おのみずき委員　ありがとうございます。そこに、例えば子家センの方とかも、ゲートキーパー講座に恐らく参加されているんだろうと思います。逆に、その反対のベクトルの仕組みがあるのかというところが今ちょっと分からなかったんで、そこを伺いたいと思います。

○真鍋健康推進課長　反対のベクトルということは、例えば子家センとか健康づくり課に御相談に来た方が、ちょっと個別の事象によってDV相談とかにつないだほうがいいということだとすれば、申し訳ないですが相談窓口の基本の基本なので、当然につないで連携してやっている。つないで終わりではなくて、そちらも活用しながら一緒に連携して、その方の支援に寄り添っているというのが実情です。

○おのみずき委員　何かすみません、分かりました。

あとすみません、もう一個伺いたいんですけども、今回、計画の中でリプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知啓発がこの自殺対策の文脈の中に位置づけられたというところで、そこは重要な視点で、よかったなと思うふうに評価しております。一方で、周知啓発だけでは、実際にやっぱり特に今回、悩みを抱えた子ども、若者が重点対象になっていまして、相談につながるとは限らないかなと思ってしまして、性とか体に関する悩みは相談しづらい、必要な支援につながりにくいところの領域としてここにも書かれていた

んですけれども、そうした中で、そうした悩みは匿名とかで相談をちゃんとできて、必要な支援につながる仕組みというところまで、そこまで含めて自殺予防の中で整備していく考えというのはあるのでしょうか。

○真鍋健康推進課長 先ほど少し検討を進めますと言ったものがＳＮＳで、子ども、若者をターゲットにＳＮＳで相談できるということで、匿名でも可能というものをつくってこういうふうに思っています。一方で、心の相談ということで広く様々な悩み事をそこで相談を受けてもらおうということを今ちょっと考えているので、なかなか個別個別の一個ずつの具体的にその専門家のＳＮＳ相談というと非常に難しい。そんな中で、じゃ、心の相談の延長上にあるＳＮＳ相談をやらせていただいたとして、やってみて、そこでどういう相談が来ているのかとか、そういったものを分析しながら検討していくものかというふうに認識してございます。

○おのみずき委員 分かりました。まず実際にやってみてというところはあるのかなと思いますが、ぜひ実際に支援につながるための仕組み化は併せて御検討いただきたいなというふうに思っておりまして、これは要望です。

それとあと、ちょっと最後になんですけれども、先ほどＬＧＢＴＱのことで、ゲートキーパーの中で区の職員には伝えているという話はあったかなと思うんですけれども、実際の施策のほうとかを見てみると、なかなか区職員への研修みたいなのところしかちょっと見つからなかったんですけれども、それ以外にはないという理解でよろしいのか、ちょっと確認させてください。

○真鍋健康推進課長 施策でいうと、らぷらすがされているにじいろひろばの電話相談を相談先としてとか、居場所としても、にじいろひろば交流スペースなどを入れさせていたっているところです。

実際、先ほど申し上げたゲートキーパー講座ということのもう一方で、人権・男女共同参画課が主でやっているＬＧＢＴＱの講座なんかにも連携させて共催でやらせていただいて、区の職員が自殺の傾向であったり、つなぎ先というものをお話しさせていただいています。前回の骨子を御報告させていただいた際に委員から情報提供いただきましたあちらの統計みたいなものもこちらで確認させていただいて、そうした希死念慮であったり自殺の企図、自傷行為というものが一般の方に比べて多いということも確認させていただいたので、そうした情報もお伝えしながら、そういった思いを持って対応できるようにしていきたいというふうに思います。

○**おのみずき委員** 分かりました。ありがとうございます。引き続きお願いしたいなというふうに、特に前回お伝えしたとおり、性的マイノリティーのユースの子たちの希死念慮の高さは本当に看過できない高さですので、より力を入れていていただきたいなというふうに思います。

○**田中優子委員** 子ども・若者への支援のところにいろいろ書いてありまして、周囲の人が気づき、声をかけることのできる環境づくりを進めますとありますけれども、その気づくことというのは、ある意味、技術だと思うんですね。ただぼんやりしていて私たちが自然に、あっ、この子ちょっと大丈夫かなと気づくわけではなくて、特にいじめで自死に追い込まれてしまうお子さんとかは、その家庭の親御さんは全然気づかなかった、元気に振る舞っていたと。だから、やっぱり親の前では弱い自分を見せられない、弱音を吐けない、大丈夫だよというふりをして実は自死してしまうという子が非常に多いわけですね。それで、大事なものは教育委員会とか学校現場との連携。その子どもと直接関わるところに、いかにこういう基本的な考え方や施策が浸透していくかだと思うんです。

私もこれまで、例えば学校の先生たちが気づいてくれるための研修をやってほしいとか数々要望して、教育委員会は非常に岩盤といいますか、学校の先生たちは忙しいのに、これ以上いろんなことを持ってこないでくれというような状況は確かにあるんですよね。それも分かるんですけれども、子どもの命に直結することなので、それを未然に防げるサインを出しているのに誰も気づかなかったということのないように、あるいは自死までいかななくても、その一歩手前でもう学校に行けなくなってしまっ、そのままその子の人生が終わってしまうみたいな、そのような状況にならないようにやってほしいと思うわけなんです。こちらの福祉の所管としては、教育委員会への働きかけとか連携はどの程度やっていращやるのかお聞きします。

○**真鍋健康推進課長** 自殺対策協議会という様々な民間の団体さんですとか有識者が入っているところに教育委員会も入っていただいていますし、庁内連絡会も入って情報共有をさせていただいています。それ以外に福祉と教育の連携会議、エデュケア会議と呼ばれているものについても、私のほうから例えば自殺対策の話をさせていただいて、教育委員会でやっていることなんかを話を聞かせていただいています。例えばこちらに書いてある子どもSOS相談フォームなんかは令和五年施行で数字が出ているんですけれども、子どもさんがタブレットを使って直接教育委員会のほうに相談できるような仕組みということで件数も上がってきたみたいな話がありました。

あとは気づきみたいな話ですけども、例えば令和五年に学校の先生を対象にゲートキーパー講座をやったり、昨年度は校長先生をお迎えして、こちらから講師を派遣して、そういった学びの機会というものをつくっていただきました。ただ、学校の先生って多いので、なかなかそれだけではというところがあって、教育指導課などとも話をしているところですよ。

そんな中で、教育ってSOSの出し方教育というものをやっていて、中学校のどこかの学年で単元として一単元、それ以外にもホームルームだの時間を使ってやりなさいということでやっていると聞いています。それをやるに当たって、先生方はこれを学ぶべし、知るべしというものがかかなり文部科学省がつくった資料とかデータがあって、そちらで様々な気づきとかそういったものも、子どもの状況変化を見る力とか、そういったものも入ったものを見て、その上でSOS教育をやりなさいというふうに出ている、こういったことも、ゲートキーパー講座という形ではないけれども、やっているというふうに聞いてございます。

○田中優子委員 できるだけ多くの学校の先生一人一人に届くようにしていただきたいということは要望しておきます。

それと、ちょっと私が見つけれないだけかもしれないんですが、あるいはもしかしたらこの計画の中には入っていないのか分からないんですけども、自死遺族の子どもたちについてなんですね。やはり中年男性の自死が多いということは、そのお子さんが自死遺族になっている場合があるわけですね。その子たちへのケアというのは、やっぱり残された遺族のダメージというのは非常に自死の場合、大きいので、それに対するケアというものも必要だし、そんな子はまさかいないと思って、学校現場では普通に生活を皆さん、教師も子どもたちもそういうふうにいるかもしれないんですけども、いや、いる可能性あるでしょということなんですね。それについては、この計画の中では入っていますか。

○真鍋健康推進課長 相談事業のところでグリーフサポート事業というものを記載させていただいています。グリーフサポートせたがやさんをお願いをして相談とかをやっているんですが、区としてもその情報発信をしています。そういったところでお悩みの方は、グリーフサポートせたがやでもいいですし、まずは区の健康づくり課で心の相談もやっていますし、状況によって、お子さんの話であったり残された御遺族の方のお話を聞けて、子家センと連携してやっていったほうがいいものについては子ども家庭支援課と連

携しながら、子ども、そして保護者の見守り、支えをやっていくというようなことでやらせていただいていますので、一応こういった形では記載しているところです。

〇**いたいひとし委員長** 次に、㊦旅館業法、住宅宿泊事業法に関する条例等の改正素案について及び㊧第三回世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会の報告についての二件について、一括して理事者の説明をお願いします。

〇**中塩屋生活保健課長** それでは、旅館業法、住宅宿泊事業法に関する条例等の改正素案について御説明いたします。

次の第三回世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会の報告についてと関係することから、一括で御報告させていただきます。

1の主旨でございます。平成三十年に住宅宿泊事業法及び改正旅館業法施行令が施行され、共同住宅の一室や戸建て住宅等で宿泊業が可能になり、区内においても、旅館業許可施設及び住宅宿泊事業届出住宅が増加しました。これに伴い、周辺住民等からの相談・苦情件数が近年急増しております。区民の安全安心の確保及び静穏な住環境の維持のためには、事業者が適正な運営を行い、地域との共生を促進する仕組みの構築が求められております。これまでの区民や区議会からの御意見、庁内連絡会を踏まえ、今年度から開催している協議会において課題を一体的に整理し、条例改正の必要性や方向性について御意見を聴取してきました。これらの検討結果を踏まえ、旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する条例について改正の素案を取りまとめましたので御報告いたします。

2の現状の課題ですが、ここでは㊦旅館業及び住宅宿泊事業に共通する課題、㊧旅館業固有の課題、㊨住宅宿泊事業に固有の課題の三つに分けて記載をしております。それを踏まえ、三ページに3世田谷区旅館業法施行条例の改正素案等の概要、四ページに世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の改正素案等の概要を記載しております。したがって、三ページの3世田谷区旅館業法施行条例の改正素案等の概要から御説明いたしますので三ページ目にお進みください。

それでは、3を御覧ください。現状、旅館業には大きく八つの課題があると捉え、その課題の解決を図り、旅館業の適正な運営を図るための条項を現行条例に追加します。なお、現時点では、世田谷区旅館業法施行条例が素案の段階であり、施行条例の詳細を定める世田谷区旅館業法施行細則の改正案については、世田谷区旅館業法施行条例が案になった段階で併せてお示しする予定です。

世田谷区旅館業法施行条例の全文は一四ページ以降の別紙４、新旧対照表は二一ページ以降の別紙５にございますので、必要に応じて御確認ください。

まず１は、事業者と周辺住民との間に信頼関係が築けず、理解不足によるあつれきや苦情が発生している課題がございます。これに対し、条例第七条に、事前周知の実施を追加します。周知とは、一方向の書面の送付にとどまらず、住民や町会から求めがある場合には説明会を行うことも規定し、相互理解を深めていただくような規定にいたします。

２は、苦情等を生かし、再発防止につなげる仕組みがない課題がございます。これに対し、条例第六条に、苦情等があった場合の迅速かつ的確な対応及び記録の保存を追加します。苦情の内容に応じて現地に赴き対応するよう努めることも規定いたします。

３は、住宅宿泊事業は標識の掲示が法律で定められておりますが、旅館業法にはないことから、周辺住民に、旅館であることや連絡先が分からないことによる不安助長や苦情の発生といった課題がございます。これに対し、条例第六条に、標識の設置を追加します。施設名称や、従業員不在の施設については連絡先を明示した標識の設置をすることで、旅館であることが分かりやすくなるとともに、トラブル発生時に事業者に緊急連絡やトラブルに即応できる体制にいたします。この１から３までを定めることにより、周辺住民とのあつれき防止、適正な事業運営、地域共生につなげてまいります。

４は、さきの陳情で問題になりましたが、旅館業法では、建築基準法をはじめ他の法令に適合していないことをもって許可申請を不許可にできない法のくくりとなっており、建築や消防等の関係法令の適合が不明確といった課題がございます。これに対し、条例八条に、関係法令の適合をしていることを追加し、宿泊者や周辺住民の安全安心確保につなげます。

５は、宿泊者による騒音、喫煙、ごみの路上への投棄といった宿泊者へのルール不徹底による周辺住民とのあつれきといった課題がございます。これに対し、条例第六条に、周辺環境の悪化を防ぐための宿泊者への説明を追加し、周辺住民とのあつれき防止、適正な事業運営、地域共生につなげます。

６は、事業者が廃棄物処理業者に廃棄を依頼するごみを収集予定時刻より早めに出したり、区民向けの通常のごみ収集に不法に出しているのではないかとといった環境の悪化等に伴う周辺住民等からの苦情といった課題がございます。これに対し、条例第六条に、廃棄物の適正な管理を追加し、周辺住民とのあつれき防止、適正な事業運営、地域共生につなげてまいります。

7は、マンションの管理規約等の未確認により、旅館業が認められないマンションでの旅館業を行ったことで、マンション内の住民間でのトラブルの発生といった課題がございます。これに対し、規則の中で提出書類を追加し、住民トラブルの未然防止につなげます。

最後に、外から見渡せる場所に露天風呂を設置することで、近隣住民が不快な思いをすることや、さきの港区での事件のように、サウナに起因した重大事故の可能性といった課題がございます。これに対し、条例第八条に、入浴設備やサウナの設備基準を追加し、周辺環境の風紀の維持、近隣住民とのあつれき防止、適切な事業運営、地域共生につなげてまいります。

次に、4世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の改正素案等の概要にお進みください。

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の全文は三二ページ以降の別紙6、新旧対照表は三五ページ以降の別紙7にございますので、必要に応じて御確認ください。

四ページの1、2は旅館業と内容が重複しますので、3から御説明いたします。現在、条例で住居専用地域については平日の営業を制限しているため、年間百二十日程度で営業が可能となります。しかし、事業者からの申出があれば、審査を行い、平日の営業も認めております。ただし、明確に規定しておりませんが、年間の営業日数については百二十日程度としていただくようお願いをしている運用となっております。これまでに申出を認めない事例はなく、百二十日間の営業もほぼ守っていただいている状況です。このことについて、現状の仕組みでは、特段の事情がない限り申出を認めておりますが、静穏な住環境の維持の点で、継続して適正な運営が期待できる事業者であることが望ましいことや、適正な運営の実績がある事業者を模範として他の事業者も追随し、適正な運営を行うように促すことを鑑みまして、条例第十三条で、住居専用地域での営業を平日に制限することは変えずに、申出の扱いについては、家主が居住する等の適正な運営が確保されていると判断できる事業者に限り、平日を含め百八十日まで営業を認めるよう緩和するように規定するものです。これにより、適正な事業運営を促進するとともに、地域共生、特に地域資源を活用するような事業者と地域のつながりの形成に寄与するものと考えております。

5その他の検討事項についてにお進みください。㊦法令違反者の公表、㊧条例等で新たに規定した条項についての遡及適用、㊨住宅宿泊事業における露天風呂やサウナに関する基準、㊩規制強化事項に関する事業開始前と事業開始後の在り方については、世田

谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会においても議論の途上にあることから、案の策定に向けて検討し、案においてお示しする予定です。併せて、㊦路地状敷地については、避難や緊急時対応等の観点から、東京都建築安全条例において旅館業の営業が制限されていることを踏まえ、住宅宿泊事業においても同様に実施を制限することを検討しております。

五ページ、6区民意見募集について、六ページ、7今後のスケジュールについては記載のとおりでございますが、九月十五日から十月六日まで区民意見募集を行い、広く意見を伺う予定でございます。

なお、七ページから九ページまでが、別紙1として旅館業及び住宅宿泊事業法の違い、比較の表でございます。

一〇ページが、別紙2として、旅館業の条例について他自治体と当区の現行の条例と改正素案との比較表。

一一ページから一二ページが同じく住宅宿泊事業の条例についての比較表でございます。

一三ページが、旅館業、住宅宿泊事業の実施可能な区域、場所を示したものになりますので、後ほど御確認いただければと思います。

長くなりましたが、条例の改正素案の御報告は以上になります。

続きまして、第三回世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会の報告についてを御報告させていただきます。

右肩一ページ目、1の主旨でございます。今後の区の旅館業及び住宅宿泊事業の施策に関して、外部有識者等から御意見を伺う第三回世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会を開催したので御報告するものでございます。

2の背景、目的でございます。前段部分は、これまでに御説明しているため割愛させていただきます。後段部分ですが、五月二十一日の第一回目の協議会では、協議会として、旅館業、住宅宿泊事業法に関する条例等の改正が必要であるとの御意見をいただきました。

七月十三日の第二回目では、協議会として、事業者が責務を果たさないことや、宿泊者へのルール周知不足等の問題によって地域住民に不安や負担が生じている一方、適正な運営を行っている事業者が正当に評価されるべきといった点なども踏まえ、条例素案の検討を行うよう御意見をいただいたところです。これを受け、区では、先ほど御報告しまし

た条例改正の素案を作成した上で、八月十九日に第三回目を開催し、御意見を伺いましたので報告するものでございます。

3の協議会の概要でございます。㉔の実施日時、㉕の開催場所、㉖の傍聴者数は記載のとおりでございます。

二ページ目、㉗の協議会委員については、四ページ目以降につけております別紙、第三回協議会の資料の八ページ目を御確認ください。

㉘内容ですが、記載のとおりでございます。

㉙協議会で聴取した主な意見を御報告します。①の周辺住民への事前周知ですが、素案では、許可申請や届出の十四日前までに事前周知を行うことを記載しましたが、十四日では短く、より余裕のある期間を設けるべきとの御意見が多数を占めました。一か月程度必要との意見が多い状況でした。また、周知範囲について、施設周辺十メートルの範囲だけでなく、町会等を活用した地域への周知についても検討すべきとの御意見をいただいております。

②の緊急時の駆けつけ体制ですが、十分以内の駆けつけという考え方には理解を示していただいた一方、十分が現実的なのか、もう少し時間が必要なのではないかといった御意見や、その実効性、移動手段について検討が必要との御意見をいただいております。

③の住宅宿泊事業における平日営業の制限緩和については、家主居住型等の適正に管理されている施設については、一定の条件の下で制限緩和を行う方向性に理解が示されました。一方で、緩和の要件や、きちんと居住しているかといった確認方法についてはさらに検討が必要との御意見のほか、平日営業の制限緩和については、施設の運営実績等を踏まえ、段階的に緩和すべきとの御意見をいただいております。

④の違反事業者への対応ですが、違反者の公表については法令違反の抑止効果が期待できるとの御意見があり、協議会として、違反者の公表を盛り込む方向性は御理解いただきました。違反者の公表に当たっては、公表の対象や内容、段階的な処分との関係を整理する必要があるとの御意見をいただいております。

⑤の宿泊事業の地域資源としての活用ですが、他自治体の取組を踏まえると、地域との共生を図るためには、町会活動や地域イベント、防災訓練等への参加を通じて、まさしく事業者と地域住民との顔が見える関係づくりが重要との御意見をいただいております。また、地域経済の活性化、観光・国際交流、災害対策等の観点から、宿泊事業を地域資源として活用できる可能性が十分にあるとの御意見をいただいております。

4の協議会での意見を踏まえた今後の区の方針ですが、これらの多くの意見について検討を進めていきます。特に地域との共生では、事業者と地域住民との顔が見える関係づくりという御意見をいただきましたが、まさしくこれが重要であると区では考えております。家主や従業員がいるいないにかかわらず、営業を開始する前の事前周知の段階から地域と適切な関係を築き、その後もいろいろなことがあっても継続しているかどうか、これはさきの陳情審査の事例においても、地域の方々と事業者との関係構築が極めて重要であると痛感したところでございます。協議会での御意見に加え、これから実施する区民意見募集や区議会からの御意見を、条例素案から案にしていく段階及び規則の改正に反映させてまいります。

5の今後のスケジュールは、先ほどの条例素案の報告の資料と同じで記載のとおりでございます。

四ページ目以降は第三回の協議会での資料になりますので、後ほど御確認いただければと思います。

長くなりましたが、御報告は以上になります。

○**いたいひとし委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**川上こういち委員** この間の協議会の報告もあってというところなんですけれども、やっぱり周辺住民へより先に申請、施設が始まるというところでの事前説明、事前周知という部分は、私も以前、住民説明会は申請する前にそういうことをやったほうがいいということは求めたところなんですけれども、もしここで例えば事前周知があつて、説明があつて、なかなか地域住民の方が納得に至らない部分があつた場合ももちろんあり得るかなと思うんですけれども、そういった部分では、区としてはこういった形で関わっていくことになるのでしょうか。

○**中塩屋生活保健課長** 説明等をして、なかなか理解といいますか、なかなか受け入れられないということは多分あることは想定されると思います。そういった意味で、一〇〇%賛成というのは難しいとは思いますが、可能な限り話し合いを重ねていただきまして、円滑に進めていただけるようにしていただきたいと考えておりますので、区としましては、事業者から御相談、区民の方から御相談を受けるとと思いますので、その都度、その場に合った助言等をしてまいりたいと考えております。

○**川上こういち委員** 分かりました。

あと、ちょっと私としては、もちろん協議会の議論もあるし、いろんな当事者の皆さん

の考えがとおりなんですけれども、管理者の常駐をやはり今回入れていないという中で十分以内の素早い対応を求めている、そのための体制づくりがあるという中で、管理者常駐までは今回の条例にも盛り込まれないということだと思えます。もちろんこれは協議会の議論でもありますけれども、例えば何か問題があったときに、直ちにその場にいる対応というのと、やっぱり十分とはいえ、離れたところにおいて、それなりのラグがある中での対応というのはやはり違うと思うし、旅館というぐらいですから、しっかりそこは責任持って、常にいる人が責任を持ってちゃんと常駐する形というのは、やはりあってしかるべきなのかなと私は思っていますけれども、ちょっと改めて区としての判断として、管理人常駐はこの現段階では見送っている理由といたしますか、ちょっともう一回教えていただけますか。

○中塩屋生活保健課長　やはり確かに施設に家主なり従業員の方が常駐していたほうが安心という御意見はたくさんいただいているようなところであります。その一方で、今現状を見てみますと、従業員・家主不在の施設が圧倒的にある中で、やはりそこは適切に連絡体制が取れて、駆けつける体制が確保されていれば、対応できるものだというふうに考えております。

また、緊急時、とても大変緊急性の高い事態においては、やはり従業員だけではなく、警察なり消防、救急を呼んでいただくような状況が必要かと思っておりますので、そういったことも、ハウスルール、宿泊者への説明においてきちんと盛り込むように指導してまいりたいと考えております。

○川上こういち委員　分かりました。そういう状況でもしっかり対応するように努力していくということだと思います。とはいっても、この前の陳情の関係であっても、やはり誰がやっているのかよく分からない、突然ぱんと始められて、しかも誰がやっているか分からないし、どこに対応すればいいのか分からない部分というのを解消していくという条例の趣旨、住民の安全とか、あとはもちろん宿泊者もそうだし、もちろんこのところで始めていこうという業者の皆さんも含めて、その体制を考えれば、私はやっぱり常駐の形を行うべきではないかということだけ要望を言いまして、終わりたいと思います。

○藤井まな委員　協議会の状況等を報告していただきまして、ありがとうございます。私も情報共有が十四日前までというのは短いと思っていますし、そういった御意見が出たことは大事ですし、あとは前回の陳情にも絡みますけれども、周囲に教育施設とかがあったら、しっかりそれを伝えていくことも、やっぱりやっていかなければいけないと思いま

す。

あとは求めていた、今も直前に話題になりましたけれども、家主不在型と家主居住型にある程度差をつけていかなければいけないというのも、方向性的には僕らが求めていたところなので、条例が今後徐々にならっていく過程とすれば、この状況はある程度理解ができる流れなのかなと思っているんですけども、私が個人的に何度かこの委員会でもお話をさせていただいた、条例がある程度厳しくなっていけばいくほど、民泊なり旅館業なりがいわゆるヤミ民泊というふうになってしまうという懸念をお伝えをさせていただきましたけれども、協議会の中ではそういったことに対する議論はあったのかなかったのかお伺いをさせていただきます。

○向山世田谷保健所長 後からの追加意見も含めると、そういった御指摘は現実にございました。現実にも、今の民泊の法律ができた施行前夜がまさにその状態で、保健所が苦情で行けば、家族ですからというように宿泊者に答えさせているとか、あんまり申し上げると類似の事例があってもなんですけど、ネットとかそういったところからうまく引き込んでいるような業者もあるというようなことがありますけど、多分宿泊需要全体が減っていくということはないです。

ただ、やはり世田谷の静穏な住宅地と、もう一つは、住民の方には非常に一室旅館というのは分かりにくいので、今回、事前周知ですとか、町会や、お声がけですとか、あるいは好取組として町会の役員なんかもされてなじまれている施設もあるということなので、そういったいい事例が残っていった適正管理、最終的には事業者さん同士でもノウハウがきちんと継承されるとか、あるいは今、検証は十三課になっていますが、ここも少し踏み込んで、必ずここは押さえてほしいということを管理していくということで、もう一番私どもとしてはあってはならないのはヤミ化民泊といったものが起きないように、世田谷としては適正な管理をあくまでも保持していくということで対応していきたいと思っています。大変そういった御意見はございました。

○藤井まな委員 やっぱ本当にヤミ民泊みたいなのが多くなってしまって、住んでいる人がそれによって生活が脅かされるようなことはあってはいけないというふうに思いますし、今までの議論だと、例えばあそこはヤミ民泊なんじゃないですかみたいなことが区民から問合せがあって、じゃ、見に行きます、そうかもしれないという成り立ちで会話されていた、議論されていたと思うんですよね。それが結局、家族だったらどうしようもないとか何とかという問題もあるのももちろんなんですけれども、私的には、もちろんそれも

大事なんですけれども、そのもっと前段階で情報共有するという手段も求めてほしい。

例えば有名な会社で言えばエアビーアンドビー、いわゆるエアビー、エアビーと呼ばれているところがあると思うんですけれども、そういうところと情報共有すると、向こうが、ここがそうなんじゃないかということを行く前から情報を把握したり、共有したりすることができるシステムって可能だと思うんですよね。そういったところも見据えていただいて、最終的に絶対になくすということは難しいのかもしれないですけれども、できる限りのことをやっていただきたいというふうに思いますけれども、現時点での区の考え方をお伺いさせていただきます。

○中塩屋生活保健課長 現状でも定期報告と官公庁の報告の照合ということもやっておりますし、怪しいところに関しては照会をかけたりもしております。また、国のほうも、今システムのほうの改修を進めているというお話がありまして、そういった大手予約サイトと、あと自治体が持っている登録情報の照合をもっと早くして、その上で怪しいものに関しては大手の予約サイトから削除するような仕組みを構築していると聞いておるところでございます。

○田中優子委員 何回言ったか分からないぐらいですが、私どもの会派は、この民泊事業に関しては、最初から、もう本当に始まる当初から反対してまいりました。世田谷区は閑静な住宅街というブランド力を持っている町であり、世田谷区には、はっきり言って民泊も旅館業も必要ないというふうに考えております。

ただ、ここまでいろいろ進んでいる中で、それなりに現実的な対応をしなければならぬ部分もあるというふうには理解しておりますが、区のこの報告の仕方といいますか、「周辺住民等からの相談・苦情件数が近年急増しており」と、その状況は認めているわけですよね。それで「他自治体においては、旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する条例等の改正を通じて規制強化を図っている」というふうに表現しているわけです。主旨の中にまずこのようにうたっておきながら、これを読んだら、あっ、だから世田谷区も他自治体のように見習って規制強化を図ろうとしているんだな、そういう改正案なのかなというふうに読み取れるわけなんですけど、実は世田谷区ははっきり言って規制緩和している。緩和ですよ、内容を見てみると。

もちろん幾つか、事前に周知しろだとか、迅速かつ適切な対応をできるようにしろみたいなことも入ってはきているんですけれども、一番区が言いたいのは、結局、ホームページにも掲載されていますけれども、適正な運営を行ってきた事業者が不利益を被ることが

あってはならないと。そして運営を支援する仕組みが必要、事業者への支援という言葉が並んでいるわけです。これを見た区民の方々は——ほとんどの区民は気づいていないんですよ。でも、えっ、何と気づいた方がこういうことを調べていくと、区のホームページにこういう区の考え方が載っていることに気づくわけなんです、これを読んだ方々は、えっ、世田谷区ってどこを向いているんだと。民泊をやりたい人や旅館業をやりたい人の事業者のほうを向いていて、区民よりも事業者優先、そういう区なのかという意見が、私どもの会派、私も含めですけれども、同じ会派の議員のところにもそういう苦情みたいなものが届いているわけです。そんな状況でいいんですかというのが一つ大きな疑問なわけなんです。まずそれについて伺います。区民がそのように受け止めているんですよ、それについて区はどう思われていますか。

○中塩屋生活保健課長 区の見解については五月に示させていただいているところでございます。ホームページを見ていただいたとおり、長い文になりますので分かりにくい部分もございますが、最初の前提としまして、適正にやっている事業者をというところもございしますが、まずその前に、そういった不適正な事業者がいて、そういった不適正な事業者が厳正に対応することは大事であるということもお伝えしているところでございます。

また、そのように他自治体の状況等もございします。うちの区のそういった静かな住環境というところも十分理解をしているところでございます。それらを踏まえまして協議会でも御意見をいただきながら、適正に、そういった事業者が増えないようにやっていくような条例のつくりにし、そして、ちゃんとやっているところはきちんとやっていけるように促すように、今回、条例改正の素案を提示させていただいたところでございます。

○田中優子委員 今の答弁を聞いても、恐らく多くの区民の方々は理解できない、理解しないと思います。と申しますのは、やはり騒音やごみ出しの問題ほか、いろんな、治安も含め、それはもう偏見とかそういうことではなく、この町に、世田谷区に住んでいる実感としての治安に対する不安とか、そういうものが実際ありますというふうに区民の方からの声が届いているわけです。そういういろんな意味での負担が生じる。それを何で支援するんですかという話なわけですよ。

ちゃんとやっている人たちはちゃんとやってもらえばいいと思います。でも、規制を強化されても、ちゃんとやる人たちは別に何ら痛くもかゆくもないと思いますよ、きちんとやる人たちなわけですから。規制を強化されて困るのは、やはりきちんとしていない不適切な運営をしているような事業者だと思うわけですね。そういう人たちが運営できないよ

うにすることこそが、閑静な安心して住める住宅街の世田谷というブランド力を保っていく、そういう方向性だと思うわけですね。それには逆行しているということは言わざるを得ません。

そして、ほとんどが家主不在で今やられているということで、先ほど川上委員からも常駐が必要なんじゃないかという声がありましたけれども、私どもの会派では、もう常駐は最低限の条件にしないと、今後、世田谷区の中の住環境は悪化するんじゃないかというふうに思います。前も言いましたけれども、十分以内の駆けつけといっても、実際そんなことが担保されるかどうか分からないじゃないですか。何かまた別の会社に委託をすとか、そういう方法もあるというようなことがありましたけれども、そこまでして何で推進しなきゃいけないんですかと。区を挙げて旅館業、民泊を推進の方向に持っていくような条例改正をするのが私どもの会派には理解できません。

そして、大切なのは地域住民との顔が見える関係づくりだというふうにうたっていますが、ほとんど家主不在で常駐していなければ、地域との共生も交流もあったもんじゃないというか、そんなことは関係ないわけですよ。もうやってしまえば、どんどん空いているところで稼ぎましょうみたいなのがこの民泊事業だと思うんですね。やっぱり家主居住型でやっていращやる、本当に自分たちも交流してやりたいという人たちとはそこは一線を画して、規制を強化しなければいけないというふうに私どもは考えております。

それで、今後パブリックコメントを行うというふうにスケジュールにありますが、仮にそこで家主不在型は困ると、常駐をすべきだという意見が多く寄せられた場合、区は、この条例の改正案は今の状態から抜本的な見直しを図るということでよろしいでしょうか。その担保があるかどうかお聞きします。

○中塩屋生活保健課長　今いろいろ御意見ありがとうございます。区民意見募集も今後行う中で、当然様々な意見が出るかと思います。その中には賛成の方、反対の方、様々なあるかと思います。ただ、それは数が多いかどうかではなく、その内容等をきちんと検討しまして、適宜、協議会ですとか、この後の区議会とかもございまして、そういったところでも改めて検討をさせていただければと考えております。

○田中優子委員　区は、本当に真摯に多くの区民の方々の感覚、感性、意見というものを受け止めていただきたいというふうに思います。今出されているのは、私どもだけではなく、やはりいろんな区民の方々から届いている声をまとめますと、区は、区民ではなくて、民泊、旅館業をやりたい事業者のほうを向いているとしか思えない。何で今平穩に暮

らしているこの町を破壊するような方向に持っていくんだと、それが一番率直な多くの意見となっている。そのことを絶対忘れないでいただきたいということを現段階では申し添えておきます。

○**いたいひとし委員長** 次に、㊦その他ですが、ほかに報告事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長** 以上で報告事項の聴取を終わります。

○**いたいひとし委員長** 次に、2 協議事項に入ります。

まず、㊧次回委員会の開催についてですが、第三回定例会の会期中である九月二十四日木曜日午前十時から開催予定としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長** それでは、次回委員会は九月二十四日木曜日午前十時から開催予定とすることに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○**いたいひとし委員長** そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長** なければ、以上で本日の福祉保健常任委員会を散会いたします。

午後二時散会
